

業務実績評価シートの評価の視点等新旧対照表

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。</p>	
<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。</p>	<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。 (2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。 (3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 (1) 第1期中期計画に引き続き、事務・事業の合理化・効率化のため、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図る。 (2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。 (3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、多岐にわたる事業を横断的に総括する「民間活動応援本部（仮称）」を設置し、機構の総合力の強化を図り、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりに対し機動的に対応する。</p>	

	自己評定	評価項目 1	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。 ○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。 ○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。 ■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委評価の視点） 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。 ○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。 ○ 業務間の連携強化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。 ■ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委評価の視点） 		

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。</p> <p>また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。</p>	<p>2 業務管理（リスク管理）の充実 (1) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行う。</p> <p>また、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図る。</p> <p>さらに、業務管理手法の充実を図るため、機構のセグメント情報等を活用の上、業務活動単位ごとのコスト分析の実施に向けて検討する。</p>	
	<p>(2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。</p>	<p>(2) ALM（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務構造の状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、モデルの精度向上に努める。</p>	
	<p>(3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図る。</p>	<p>(3) 情報資産の安全確保等の観点から、平成20年度に見直しを実施した情報セキュリティ対策基準及び実施手順を基に、情報セキュリティ対策の実施状況に関する自己点検・内容の高度化を図る。</p> <p>また、保有個人情報の適切な管理及び保護について更なる強化を図る。</p>	

	自己評定	評価項目 2	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。 ○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。 ○ 業務管理手法をどのように改善し、業務管理の充実を図っているか。 ○ ALMシステムを適切に活用するなど、金利リスク等の抑制に努めているか。 ○ 個人情報を適切に管理しているか。 ○ 情報セキュリティー対策の充実を図っているか。 ■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点） 	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民からの苦情・苦情についての分析・対応、内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図っているか。 ○ 職員の業務改革等に向けた取り組みを奨励し、業務改善活動の活性化を図っているか。 ○ 業務管理手法をどのように改善し、業務管理の充実を図っているか。 ○ ALMシステムを適切に活用するなど、金利リスク等の抑制に努めているか。 ○ 個人情報を適切に管理しているか。 ○ 情報セキュリティー対策の充実を図っているか。 ■ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点） 		<p>※下線部分のみ追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">今回新たに視点を追加</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">アウトカム指標を追加</div>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	
<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 	<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉医療貸付事業 ・ 福祉保健医療情報サービス事業 ・ 退職手当共済事業 ・ 年金担保貸付事業 ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 	<p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進 (1) 平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システム効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 福祉保健医療情報サービス事業に係る次期システムの設計・開発を進めるとともに、「システム用ハードウェア・ソフトウェア」、「運用・保守」の分割調達を実施し、業務・システム効率化及び運用保守コストの削減を図る。 ② 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の外部委託業務の適正な管理を行うため、システム運用保守業務と入力作業等の委託業務の分割調達を実施する。 ③ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の業務の効率化及び合理化を図るため、電子申請届出の推進及び改善を図る。 	
<p>(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。</p>	<p>(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。</p>	<p>(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても計画的なシステム改修及び機器・ソフトの導入等を行う。</p>	
<p>(3) 情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務上必要となる職員のIT技能の習得を</p>	<p>(3) 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制</p>	<p>(3) 業務の一層の効率化及び利用者の利便性の向上等を図るため、情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心として、情</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
推進すること。	<p>の向上を図るため、機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図る。</p>	<p>報化推進体制の強化を図るとともに、IT技術に精通した人材を育成するための研修プログラムに基づき研修を受講する。</p>	
	<p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。</p>	<p>(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図るため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。</p>	

	自己評定	評価項目 3	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減及び随意契約の見直し等を図っているか。 ○ 業務の実施を効率的・安定的に支援するために、システム等の継続的な改善に努めているか。 ○ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心とした専門性の高い情報化推進体制の強化を図っているか。 ○ IT技術に精通した人材の育成を計画的に実施しているか。 ○ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。 	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務・システムの最適化計画に基づき、経費の節減及び随意契約の見直し等を図っているか。 ○ 業務の実施を効率的・安定的に支援するために、システム等の継続的な改善に努めているか。 ○ 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心とした専門性の高い情報化推進体制の強化を図っているか。 ○ IT技術に精通した人材の育成を計画的に実施しているか。 ○ 職員に対するITに関する研修等を計画的に実施しているか。 		

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>2 経費の節減 (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。</p>	<p>2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。</p>	<p>2 経費の節減 (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。</p>	
<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	
<p>(3) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び担当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあわせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。</p>	<p>(3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進すること。</p>	<p>(3) 業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進すること。</p>	
<p>人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降</p>	<p>(4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び担当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあわせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降</p>	<p>(4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに担当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあわせん業務に係る経費を除く。）については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、効率的な利用に努める。 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び経済財政運営と構造改革に関する基本方針20</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。</p>	<p>06（平成18年7月7日閣議決定）を確実に実行するため、常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組む。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組を計画的に進めるとともに、取組状況を公表する。</p>	

	自己評定	評価項目 4	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>【数値目標】</p> <p>① 一般管理費等については、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。</p> <p>② 人件費については、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあわせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p>	<p>【数値目標】</p> <p>① 一般管理費等については、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。</p> <p>② 人件費については、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあわせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。</p> <p>③ 平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努める。</p>		
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用するなど、経費を節減しているか。</p> <p>○ 随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p> <p>■ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図っているか。</p> <p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○ 業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用するなど、経費を節減しているか。</p> <p>○ 随意契約の適正化について、中期計画に示したとおり適切に行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p> <p>■ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。</p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図っているか。</p> <p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</p>		

今回新たに視点を追加

既に同趣旨の視点を設定済み

アウトカム指標を追加

<p>○ 人件費の削減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取組んでいるか。</p> <p>■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 <p>■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>■ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>○ 人件費の削減については、中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 平成24年度(平成25年度公表)における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努めているか。</p> <p>○ 機構の給与水準について、中期目標に示されたとおり、適切に取組んでいるか。</p> <p>■ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ● 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 <p>■ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>■ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>■ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。</p> <p>○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">今回新たに視点を追加</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">既に同趣旨の視点を設定済み</p> <p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 5px;">アウトカム指標を追加</p>
---	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績								
<p>第4 業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>									
<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="963 667 1326 837"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成21事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>162,700,000</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>153,500,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成21事業年度		千円	貸付契約額	162,700,000	資金交付額	153,500,000	
区 分	平成21事業年度										
	千円										
貸付契約額	162,700,000										
資金交付額	153,500,000										
<p>(1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等への融資方針の周知等に努め、当該融資方針に基づいた事業を実施する。</p>									
<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。</p>	<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。</p> <p>特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。</p>	<p>(2) 国の要請等に基づき、療養病床の再編、「新待機児童ゼロ作戦」に伴う保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備等に係る事業への融資を、優遇措置等を講じて実施する。</p> <p>また、セーフティネットとしての政策融資の果たすべき役割を踏まえ、急激な経営環境の変化による社会福祉施設等の一時的な資金不足に対し、経営資金を迅速に融資することにより社会福祉施設等の安定的な経営を支援する。</p>									

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(3) 利用者サービスの向上を図るため、福祉施設の整備の融資相談等を充実する。</p>	<p>(3) 平成20年度に引き続き、事業者に対する融資内容の積極的周知や個別融資相談の積極的実施、わかり易い諸手引き等の作成・提供などを行い、利用者サービスの向上を図る。 また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。</p>	
<p>(4) 民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。</p>	<p>(4) 協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。</p>	<p>(4) 平成20年度に引き続き、協調融資制度についての周知等を行う。</p>	
<p>(5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。 また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。</p>	

	自己評定	評価項目 5	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>【数値目標】</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>【数値目標】</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>		
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p> <p>○ 協調融資制度の対象を拡大するなど制度の充実を図っているか。</p> <p>○ 協調融資制度の周知を図り、制度の適切な運用を行っているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p> <p>○ 協調融資制度の対象を拡大するなど制度の充実を図っているか。</p> <p>○ 協調融資制度の周知を図り、制度の適切な運用を行っているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">今回新たに視点を追加</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">アウトカム指標を追加</div>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績								
<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業） 医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。 (参考)</p> <table border="1" data-bbox="960 467 1319 617"> <thead> <tr> <th data-bbox="960 467 1122 523">区分</th> <th data-bbox="1122 467 1319 523">平成21事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="960 523 1122 555"></td> <td data-bbox="1122 523 1319 555">千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="960 555 1122 586">貸付契約額</td> <td data-bbox="1122 555 1319 586">161,000,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="960 586 1122 617">資金交付額</td> <td data-bbox="1122 586 1319 617">148,300,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成21事業年度		千円	貸付契約額	161,000,000	資金交付額	148,300,000	
区分	平成21事業年度										
	千円										
貸付契約額	161,000,000										
資金交付額	148,300,000										
<p>(1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。</p>	<p>(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。 ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。</p>	<p>(1) 医療貸付事業については、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。 また、病院への融資については、平成21年度からガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。</p>									
<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。</p>	<p>(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。</p>	<p>(2) セーフティネットとしての政策融資の果たすべき役割を踏まえ、急激な経営環境の変化による医療施設等の一時的な資金不足に対し、運転資金を迅速に融資することにより医療施設等の安定的な経営を支援する。 また、療養病床の再編を推進するため、療養病床転換に係る貸付条件の優遇などの支援策を引き続き実施する。</p>									
<p>(3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>(3) 利用者サービスの向上を図るため、医療施設の整備の融資相談等を充実する。</p>	<p>(3) 全国数か所で開催する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図るとともに、代理貸付が円滑</p>									

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
		<p>に行われるよう受託金融機関に対して実務者研修を実施し、貸付手順の周知や問題点の認識の共有化を図るなど、引き続き利用者サービスの向上に努める。</p> <p>さらに、経営環境の悪化に伴い、これまでの融資制度を中心とした利用者に対するサービスに加え、施設の整備面や運営面に係る課題の解消策等の提案及び経営の参考になる情報の発信を行う。</p>	
<p>(4) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。</p>	<p>(4) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。</p> <p>また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>(4) 継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期計画を達成するため、審査業務の迅速化に努めるとともに、アンケート等による利用者の声の収集・分析を基に、利用者の利便性の向上に努める。</p> <p>また、融資審査においては、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を、引き続き活用する。</p> <p>さらに、資金交付時期に関する中期計画を達成するため、引き続き資金交付業務の迅速化に努める。</p>	

	自己評定	評価項目 6	評 定
	評価の視点等 (案)		
評価の視点等 (現行)			
<p>[数値目標]</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>① 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とする。</p> <p>② 資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。</p>		
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。</p> <p>○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。</p> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。</p> <p>○ 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用しているか。</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">今回新たに視点を追加</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">アウトカム指標を追加</div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</div>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。</p> <p>③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 融資対象の重点化及び融資率の引き下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理） (1) 福祉医療貸付事業等の効率化</p> <p>① 福祉医療貸付事業の新規融資額については、融資対象の重点化及び融資率の引き下げを行うとともに、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ縮減する。</p> <p>② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。</p> <p>③ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直しを行う。</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。</p>	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 ① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。 また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。 ② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。</p>	<p>(2) リスク管理債権の適正な管理 ① 貸付先の経営情報を継続的に収集し分析を行い、経営状況の的確な把握に努める。 経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止策の取組を行う。 また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。 ② 貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要を鑑み、貸付先の実態把握及び再生の見通しを考慮の上、適正な審査を行う。 また、「療養病床転換支援資金」等融資制度を適用した貸付先については、貸付関係部と連携を図り、必要に応じフォローを行う。 ③ 毀損の著しい債権の管理の徹底を図ると共に、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。</p>	

	自己評定	評価項目 7	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>【数値目標】</p> <p>① 平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減する。</p> <p>② 現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努める。</p> <p>③ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努める。</p>	<p>【数値目標】</p> <p>① 平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減する。</p> <p>② 現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努める。</p> <p>③ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努める。</p>		
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、利差益の確保に関する中期目標を達成しているか。 なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを控除する。</p> <p>○ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めているか。</p> <p>○ 継続的に貸付先の経営情報を収集し、リスク管理債権等の傾向分析を行っているか。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。</p> <p>○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。</p> <p>○ 発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックし、リスク管理債権の抑制を図っているか。</p> <p>○ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努めているか。 なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化、療養病床の転換支援策による機構</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○ 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成しているか。</p> <p>○ 新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、利差益の確保に関する中期目標を達成しているか。 なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを控除する。</p> <p>○ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めているか。</p> <p>○ 継続的に貸付先の経営情報を収集し、リスク管理債権等の傾向分析を行っているか。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。</p> <p>○ 債権区分別に適切な管理を行っているか。</p> <p>○ 発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックし、リスク管理債権の抑制を図っているか。</p> <p>○ 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努めているか。 なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化、療養病床の転換支援策による機構</p>		

<p>貸付金の償還期間の延長、貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点) ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点) ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点) 	<p>貸付金の償還期間の延長、貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点) ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点) ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点) 	
--	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業 福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	
<p>(1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における延べ受講者数を12,600人以上とする。</p> <p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	<p>(1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、平成21年度における延べ受講者数を2,520人以上とする。</p> <p>(2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、平成21年度の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。</p>	
<p>(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。特に、実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。</p>	<p>(3) 顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。</p>	<p>(3) 年次計画に基づき、平成20年度から簡易経営診断を開始した老人デイサービスセンターについて、今後経営分析診断等に展開していくため、昨年度の診断先に対してのフォローアップ調査を行い、分析診断における経営診断の着眼点の検討や経営指標の妥当性の検証などを行う。</p>	
	<p>(4) 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業に重点化し、漸次、</p>	<p>(4) 個別経営診断については、平成21年度に延べ280件以上の診断を実施する。 経営改善支援の手法を開発するため、実地調査を伴う経営診断の実施を通じて、具体的な経営管理の実情を把</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	当該経営診断件数の増加に努める。	握する。	
(3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。	(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。	(5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。	
	(6) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。	(6) 年次計画に基づき、平成20年度から情報収集等を開始した以下の対象に関し、収集したデータの分析と実地調査などを行い、経営指標の検証・見直しを進める。 ○ 保育所 ○ 認知症高齢者グループホーム また、以下の対象について経営指標の策定を目指した情報の収集を進める。 ○ 障害者自立支援法に係る事業	
	(7) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。	(7) 平成20年度に調査・研究を行った法人全体の定量的な指標候補について、決算データ等によって、指標の妥当性を検討する。併せて、定性的な情報の視点について検討する。	
	(8) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。	(8) 平成20年度に実施したものを含む機構の調査・研究の成果について、セミナー等において広く情報提供を開始する。	
(4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。	(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。	(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。	

		自己評定	評価項目 8	評 定																																										
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）																																												
<p>【数値目標】</p> <p>① 集団経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催告知</td> <td>平均10週間前</td> <td>平均10週間前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人以上</td> <td>12,600人以上</td> </tr> <tr> <td>満足度指数</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>平均65ポイント以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 個別経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ診断件数</td> <td>280件以上</td> <td>1,400件以上</td> </tr> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>50日以内</td> <td>50日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、中期目標期間中、実費相当額を上回る自己収入を確保する。</p>		項 目	20年度計画	中期計画	開催告知	平均10週間前	平均10週間前	延べ受講者数	2,520人以上	12,600人以上	満足度指数	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上	項 目	20年度計画	中期計画	延べ診断件数	280件以上	1,400件以上	平均処理期間	50日以内	50日以内	<p>【数値目標】</p> <p>① 集団経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催告知</td> <td>平均10週間前</td> <td>平均10週間前</td> </tr> <tr> <td>延べ受講者数</td> <td>2,520人以上</td> <td>12,600人以上</td> </tr> <tr> <td>満足度指数※</td> <td>平均65ポイント以上</td> <td>平均65ポイント以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ セミナー受講者に対して、意覚・感想等を聴取するアンケート調査を実施した結果の集計により算出。</p> <p>② 個別経営指導については、次の数値目標を達成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ診断件数</td> <td>280件以上</td> <td>1,400件以上</td> </tr> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>50日以内</td> <td>50日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、中期目標期間中、実費相当額を上回る自己収入を確保する。</p> <p>④ 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を確保する。</p>			項 目	20年度計画	中期計画	開催告知	平均10週間前	平均10週間前	延べ受講者数	2,520人以上	12,600人以上	満足度指数※	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上	項 目	20年度計画	中期計画	延べ診断件数	280件以上	1,400件以上	平均処理期間	50日以内	50日以内
項 目	20年度計画	中期計画																																												
開催告知	平均10週間前	平均10週間前																																												
延べ受講者数	2,520人以上	12,600人以上																																												
満足度指数	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上																																												
項 目	20年度計画	中期計画																																												
延べ診断件数	280件以上	1,400件以上																																												
平均処理期間	50日以内	50日以内																																												
項 目	20年度計画	中期計画																																												
開催告知	平均10週間前	平均10週間前																																												
延べ受講者数	2,520人以上	12,600人以上																																												
満足度指数※	平均65ポイント以上	平均65ポイント以上																																												
項 目	20年度計画	中期計画																																												
延べ診断件数	280件以上	1,400件以上																																												
平均処理期間	50日以内	50日以内																																												
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーの開催告知について、中期計画に定められた期間内に行うなど、受講希望者の機会確保とPRに努めたか。 ○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。 ○ カリキュラムの工夫により、受講者へのアンケート調査における満足度指標が中期計画を達成しているか。 ○ 法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等の診断メニューの多様化を段階的に実施し、個別経営診断の普及に努めているか。 ○ 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画を達成しているか。 		<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーの開催告知について、中期計画に定められた期間内に行うなど、受講希望者の機会確保とPRに努めたか。 ○ セミナーの受講者数について、中期計画を達成しているか。 ○ カリキュラムの工夫により、受講者へのアンケート調査における満足度指標が中期計画を達成しているか。 ○ 法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等の診断メニューの多様化を段階的に実施し、個別経営診断の普及に努めているか。 ○ 個別経営診断について、延べ診断件数が中期計画を達成しているか。 																																												

※ 満足度指数の内容を分かりやすくするため追加

今回新たに視点を追加

既に同趣旨の視点を設定済み

アウトカム指標を追加

<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営改善支援事業に重点化を図り、問題点の解決に重点を置いた診断・支援を適切に実施し、健全な施設経営の支援に努めているか。 ○ 申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期計画を達成しているか。 ○ 経営指標の対象施設の拡大を段階的に図っているか。 ○ 財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図っているか。 ○ 施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供しているか。 ○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答が得られているか。 ○ 経営改善支援事業に重点化を図り、問題点の解決に重点を置いた診断・支援を適切に実施し、健全な施設経営の支援に努めているか。 ○ 申込書受理日から報告書提示までの所要期間が中期計画を達成しているか。 ○ 経営指標の対象施設の拡大を段階的に図っているか。 ○ 財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図っているか。 ○ 施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供しているか。 ○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図り、中期目標期間中に実費相当額を上回る自己収入を確保しているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>今回新たに視点を追加</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>既に同趣旨の視点を設定済み</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>アウトカム指標を追加</p> </div>
--	---	---

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施） 長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努めること。</p>	<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施） 長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針の下で、効果的に資金助成を行うことにより、多様な福祉ニーズに対応できる社会環境の醸成に努める。</p>	<p>5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施） 長寿・子育て・障害者基金事業については、公平性・透明性を確保し、幅広く国民のニーズに corres する観点から、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、審査方法や採択基準の見直し、機構の主体性のさらなる発揮など、今後の基金事業の方向性、課題について、具体的な改善策を議論してきたことを踏まえ、平成21年度から、助成区分や助成テーマ、NPO等のニーズに対する柔軟な助成の対応、NPO等を育成する観点での対象経費など、地域の民間福祉活動を支援していくため、基金事業のあり方を抜本的に見直す。また、特に今日的なニーズや課題に対応した事業に対し積極的な支援に取り組んでいくこととする。</p>	
<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即して、毎年度、各基金ごとに、同事業の目的にふさわしい重点助成分野を国と協議のうえ設定し、助成方針に明記すること。</p> <p>また、幅広く助成配分する観点から、重点助成分野の見直しを行う等、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p>	<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、毎年度、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、前年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、助成方針を定め、募集要領等に明記する。</p> <p>その際、毎年度、各基金ごとに設定した重点助成分野についても、併せて募集要領等に明記する。</p> <p>また、基金で幅広く助成配分する観点から、必要性や効果を十分考慮し、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努める。</p>	<p>(1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、助成区分や助成テーマ、NPO等のニーズに対する柔軟な助成の対応、NPO等を育成する観点での対象経費など、地域の民間福祉活動を支援していくため、基金事業のあり方を抜本的に見直し、平成22事業年度の募集要領等に明記する。</p> <p>① 重点助成分野については、NPO等が実施する地域での今日的なニーズや課題に対応した事業に対し、機構が積極的に支援するテーマを設定し、重点助成分野に位置づけるとともに、募集要領等に明記する。</p> <p>② 幅広く助成配分する観点から、必要性や効果を十分考慮し、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避について、引き続き取り組む。</p>	
<p>(2) 基金助成事業の選定については、毎年度、選定方針を定め、外部有識者か</p>	<p>(2) 基金助成事業の選定に当たっては、毎年度、審査・評価委員会において、</p>	<p>(2) 平成22事業年度の基金助成事業の選定に当たっては、審査・評価委員会</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>らなる委員会において公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。</p>	<p>選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行う。</p> <p>この際、以下の方針を助成方針に明記し、当方針に基づき審査・採択を行う。</p> <p>なお、地域の実情に即したきめ細かな事業の推薦に均一性を確保するため、毎年、事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続の能力及び意向を重視した審査、選定を行い、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されること。 ・ 全国的な効果を期待して実施する事業については、より一層厳格な審査を行うとともに、地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独創的・先駆的事业等であること。 	<p>において、平成20事業年度分の事業評価の成果等を踏まえ、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県社会福祉協議会等から推薦を要する事業については、その推薦の均一性を確保するため、都道府県社会福祉協議会等を対象とした事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行うものとする。 ② 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事業継続能力及び意向を重視した審査、選定を行い事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成事業終了後も継続されるよう事業を選定するものとする。 ③ 地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独創的・先駆的事业等であるものとする。 	
<p>(3) 助成事業交付申請等に当たっての事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行うこと。</p>	<p>(3) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。</p> <p>(4) 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p>	<p>(3) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の様式の見直しを行うとともに、平成20年度に構築した電子申請システム（助成金交付要望書、助成金交付申請書、概算払請求書、事業完了報告書等）において、評価事業にかかる機能（フォローアップ調査等）の運用を開始する。</p> <p>(4) 平成20事業年度分の助成金交付申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(4) 基金の運用については、安全かつ確実な方法による運用を基本としながらも可能な限り運用効率を高めるよう努めること。</p>	<p>(5) 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討し、計画的に導入する。</p>	<p>(5) 平成20年度において見直した運用計画に従い、計画的に実行する。</p>	
	<p>(6) 経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、安全確実に、かつ、効率的な運用を行い、長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。</p>	<p>(6) 経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、安全確実に、かつ、効率的な運用を行い、長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。</p>	

	自己評定	評価項目 9	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>[数値目標]</p> <p>① 地域における独自の・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されること。</p> <p>② 地域における独自の・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独自の・先駆的事業等であること。</p> <p>③ 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>④ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>① 地域における独自の・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されること。</p> <p>② 地域における独自の・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独自の・先駆的事業等であること。</p> <p>③ 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>④ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。</p>		
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 毎年度、外部有識者からなる審査・評価委員会において、前年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、助成方針を定め、募集要領等に明記しているか。</p> <p>○ 毎年度、政策課題や多様化する国民ニーズに即した重点助成分野が設定されているか。</p> <p>○ 基金で幅広く助成配分する観点から、重点助成分野の見直しを行う等、助成事業の固定化回避に努めているか。</p> <p>○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。</p> <p>○ 地域の実情に即したきめ細かな事業の推薦に均一性を確保するため、毎年、事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行っているか。</p> <p>○ 地域における独自の・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。（助成事業実施の翌々年度に測定）</p> <p>○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独自の・先</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 毎年度、外部有識者からなる審査・評価委員会において、前年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、助成方針を定め、募集要領等に明記しているか。</p> <p>○ 毎年度、政策課題や多様化する国民ニーズに即した重点助成分野が設定されているか。</p> <p>○ 基金で幅広く助成配分する観点から、重点助成分野の見直しを行う等、助成事業の固定化回避に努めているか。</p> <p>○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。</p> <p>○ 地域の実情に即したきめ細かな事業の推薦に均一性を確保するため、毎年、事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行っているか。</p> <p>○ 地域における独自の・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。（助成事業実施の翌々年度に測定）</p> <p>○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独自の・先</p>		

<p>駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行っているか。 ○ 助成金交付申請書受理日から交付決定日までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 ○ 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討し、計画的に導入しているか。 ○ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げているか。 	<p>駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行っているか。 ○ 助成金交付申請書受理日から交付決定日までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 ○ 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討し、計画的に導入しているか。 ○ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">今回新たに視点を追加</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">アウトカム指標を追加</div>
---	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及） (1) 助成した事業の事後評価制度については、毎年度、評価すべき重点事項を定めた評価方針を定め、効率的かつ効果的な運営を行い、事後評価の結果を助成制度の改善に適正に反映すること。</p>	<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及） (1) 事後評価制度の効率的かつ効果的な運用を図るため、毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施する。</p>	<p>6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及） 長寿・子育て・障害者基金における事後評価については、平成20年度に外部有識者からなる審査・評価委員会において、より一層の公平性・透明性を確保し、限られた資源の適正配分や有効活用を行うための方策や、NPO等の民間福祉活動への効果的な支援を目指した事業展開のための基礎となる評価の実施について検討を重ねてきた。 これらの検討を踏まえて、平成21年度においては、評価方法などの見直しに加え、機構が主体性を持って地域の民間福祉活動を積極的に支援していくため、評価事業を通じて、得られた成果の普及や団体間のネットワークづくりなどの各種の支援に取り組むとともに、こうした事業展開を行うための専門性の向上に努めることとする。 (1) 事後評価制度の効率的かつ効果的な運用を図るため、平成21事業年度において、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき、事後評価を実施する。 ① 事後評価のうち、助成団体へのヒアリングを通して行う評価については、平成21事業年度において100事業以上実施するものとする。 ② 助成先団体の助成年度以降の事業展開にも有効的な助言を行うため、ヒアリング評価の実施方法の見直しを行う。</p>	
<p>(2) 活動団体の応募機会の確保に努めるとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、事後評価の結果を踏まえて、制度の継続的な改善を行うこと。</p>	<p>(2) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、募集要領、選定方針等に反映するなど、基金助成制度の継続的な改善に活用する。</p>	<p>(2) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、平成22事業年度の募集要領、選定方針等に反映するなど、基金助成制度の継続的な改善に活用する。</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(3) 基金助成事業の助成対象は特定非営利活動法人等組織基盤が脆弱な団体が多いことを踏まえ、事業活動に関する相談の充実に努めること。</p>	<p>(3) 職員の専門性を高めることにより、助成団体の事業実施に対する確かな助言ができるように努める。</p>	<p>(3) 職員の専門性を高めることにより、助成団体の事業実施に対する確かな助言ができるように努める。</p> <p>① 今日のな福祉課題を把握し、機構が主体性を持って民間福祉活動を積極的に支援していくため、現地調査、意見交換、研修等を計画的に実施する。</p> <p>② NPO等の地域の民間福祉活動に対しては、事業計画段階から、助成年度中、事業完了後においても確かな相談、助言が可能な専門スタッフの育成やその体制づくりを図る。</p> <p>③ 専門家や福祉現場とのネットワークづくりによって、福祉現場の活性化や専門スタッフの育成に結びつくような事業展開についての方策をたてる。</p>	
	<p>(4) 助成事業の事後評価後においても、活動団体の継続的な状況の把握に努める。</p>	<p>(4) 助成事業の事後評価後においても、平成21事業年度において、1年経過後に行うフォローアップ調査に加え、さらに数年後にもフォローアップ調査を計画・実施し、活動団体の継続的な状況の把握に努めるとともに、その成果を平成22事業年度の募集要領及び選定方針等に活かす。</p>	
<p>(4) 事後評価等の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。</p>	<p>(5) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表し、広く周知を行うほか、他の助成団体等との情報の共有化等を行う。</p>	<p>(5) 事後評価結果等を踏まえ、平成21事業年度において、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページや広報誌などで公表し、広く周知を行うほか、他の助成団体等との情報の共有化や意見交換を行うなどにより、民間福祉団体のニーズを把握する。</p> <p>また、様々なメディアを横断的に活用し、地域に密着した支援すべきNPOなどの民間福祉活動を広く普及啓発する。</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	<p>(6) 事業効果の高い優れた事業については、効果的な普及を行う。このため、助成事業説明会や報告会並びに相談会を中期目標期間内に15回以上開催する。</p>	<p>(6) 事業効果の高い優れた助成事業の周知及び効果的な普及を行うため、平成21事業年度において、事業報告会(助成事業説明会及び相談会と合わせて実施)を計3回以上開催する。</p>	

	自己評定	評価項目10	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業説明会や報告会並びに相談会を中期目標期間内に15回以上開催する。 	<p>[数値目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業説明会や報告会並びに相談会を中期目標期間内に15回以上開催する。 ○ 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。 		
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。 ○ 事後評価の結果を速やかに公表するとともに、その結果が、募集要領、選定方針等の基金助成制度の継続的な改善に活用されているか。 ○ 専門性の高い職員を育成し、助成団体の事業実施に対する確かな助言ができていますか。 ○ 事後評価後における活動団体の状況についても、継続的に把握しているか。 ○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表し、広く周知を行っているか。 ○ 他の助成団体等との情報の共有化を行っているか。 ○ 事業効果の高い優れた事業について、効果的な普及を行うため、助成事業説明会や報告会並びに相談会について、中期計画に示されたとおり実施しているか。 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき事後評価を実施しているか。 ○ 事後評価の結果を速やかに公表するとともに、その結果が、募集要領、選定方針等の基金助成制度の継続的な改善に活用されているか。 ○ 専門性の高い職員を育成し、助成団体の事業実施に対する確かな助言ができていますか。 ○ 事後評価後における活動団体の状況についても、継続的に把握しているか。 ○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表し、広く周知を行っているか。 ○ 他の助成団体等との情報の共有化を行っているか。 ○ 事業効果の高い優れた事業について、効果的な普及を行うため、助成事業説明会や報告会並びに相談会について、中期計画に示されたとおり実施しているか。 ○ 国民のニーズとすれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 ○ 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答が得られているか。 		

今回新たに視点を追加

既に同趣旨の視点を設定済み

アウトカム指標を追加

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績										
<p>7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>7 退職手当共済事業 退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="965 545 1339 843"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 21 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被共済職員数 (4/1 現在)</td> <td>666,285 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当 支給者数</td> <td>75,120 人</td> </tr> <tr> <td>退職手当 支給額</td> <td>89,910,261 千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,700 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 21 事業年度	被共済職員数 (4/1 現在)	666,285 人	退職手当 支給者数	75,120 人	退職手当 支給額	89,910,261 千円	単位掛金額	44,700 円	
区 分	平成 21 事業年度												
被共済職員数 (4/1 現在)	666,285 人												
退職手当 支給者数	75,120 人												
退職手当 支給額	89,910,261 千円												
単位掛金額	44,700 円												
<p>(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。</p>	<p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。</p>	<p>(1) 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、事務処理の効率化を図りながら、75日以内とする。</p>											
<p>(2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。</p>	<p>(2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。</p>	<p>(2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施する全ての実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導するとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問し、事務取扱について指導を行う。</p> <p>また、加入促進を図るため、関係団体の協力を得てパンフレット等を配布するとともに、効果的な制度の周知方法を検討するため、新規契約者に対す</p>											

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	<p>(3) 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。</p>	<p>るアンケート調査を実施する。</p> <p>(3) 利用者の手続き面での負担を軽減するため、次の措置を講じる。</p> <p>① 電子届出システムについて、利用者アンケート調査を実施し、その結果をシステム改善や操作性向上に反映させ、利用促進を図る。</p> <p>② 加入届について、電子届出システムで作成できる機能の運用を開始する。</p> <p>③ 電子化されていない届出書類の電子化について、電子化の効果を踏まえて取扱方針を作成する。</p> <p>④ 届出書類に添付する証明書等の省略ができないか見直しを行う。</p>	
<p>(3) 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。</p>	<p>(4) 業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。</p>	<p>(4) 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知する。</p> <p>また、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。</p>	

評価の視点等	自己評価	評価項目11	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。 	<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。 (参考：19年度 61.7日 20年度 44.8日) ② 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を確保する。 		
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。 ○ 共済契約者の事務担当者に対する実務研修会等において、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導に努めているか。 ○ 必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行っているか。 ○ 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。 ○ 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行っているか。 	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書受付日から退職手当金の振込日までの所要期間について中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。 ○ 共済契約者の事務担当者に対する実務研修会等において、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導に努めているか。 ○ 必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行っているか。 ○ 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減しているか。 ○ 電子届出システムについて、システム改善や操作性向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答が得られているか。 ○ 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行っているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 		<div data-bbox="1615 522 2040 592" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">今回新たに視点を追加</div> <div data-bbox="1615 613 2040 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div data-bbox="1615 691 2040 762" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">アウトカム指標を追加</div>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績														
<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p>	<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>8 心身障害者扶養保険事業 心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="958 639 1330 1070"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 21 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>1,034 人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>2,362 人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>81,856 人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>48,147 人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>8,337,900 千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>12,063,132 千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 21 事業年度	新規加入者数	1,034 人	新規年金受給者数	2,362 人	保険対象加入者数	81,856 人	年金給付保険金支払対象障害者数	48,147 人	死亡・障害保険金額	8,337,900 千円	年金給付保険金額	12,063,132 千円	
区 分	平成 21 事業年度																
新規加入者数	1,034 人																
新規年金受給者数	2,362 人																
保険対象加入者数	81,856 人																
年金給付保険金支払対象障害者数	48,147 人																
死亡・障害保険金額	8,337,900 千円																
年金給付保険金額	12,063,132 千円																
<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労</p>	<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。</p> <p>なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 平成20年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、①地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。</p> <p>また、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる</p>															

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>働大臣に対しその旨申出をすること。</p>		<p>場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。</p>	
<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p> <p>② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容及び、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。</p> <p>② 運用の目標 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することを</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方 扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容及び、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定した分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、扶養保険資金の運用を行う。</p> <p>② 運用の目標 ア 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。 イ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。 ウ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>③ 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することを</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 扶養保険事業の財政見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定</p> <p>扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの策定</p> <p>基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。 ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 	<p>リスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方 資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。 その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。 併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。</p> <p>⑦ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。 扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定す</p>	<p>リスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行う。</p> <p>④ 年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 運用に関する基本方針の定期的見直し 扶養保険資金の運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																				
<p>⑦ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>⑧ リスク管理の徹底 基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。</p>	<p>る。</p> <table border="1" data-bbox="593 203 929 423"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本 ポートフォリオ</th> <th>乖離 許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標収益率3.20%、標準偏差5.05%)</p> <p>⑨ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>⑩ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法</p>	区 分	基本 ポートフォリオ	乖離 許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	<p>⑥ 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成21年度中に1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>(参考)平成20年度に策定された基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅</p> <table border="1" data-bbox="1008 815 1321 1042"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基本 ポートフォリオ</th> <th>乖離 許容幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>71.6%</td> <td>±8%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>7.8%</td> <td>±5%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>5.0%</td> <td>±4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法</p>	区 分	基本 ポートフォリオ	乖離 許容幅	国内債券	71.6%	±8%	国内株式	7.8%	±5%	外国債券	7.8%	±5%	外国株式	7.8%	±5%	短期資産	5.0%	±4%	
区 分	基本 ポートフォリオ	乖離 許容幅																																					
国内債券	71.6%	±8%																																					
国内株式	7.8%	±5%																																					
外国債券	7.8%	±5%																																					
外国株式	7.8%	±5%																																					
短期資産	5.0%	±4%																																					
区 分	基本 ポートフォリオ	乖離 許容幅																																					
国内債券	71.6%	±8%																																					
国内株式	7.8%	±5%																																					
外国債券	7.8%	±5%																																					
外国株式	7.8%	±5%																																					
短期資産	5.0%	±4%																																					

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>⑨ 運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。</p> <p>⑩ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。</p>	<p>によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。 各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。 <p>⑨ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑩ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的</p>	<p>によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。 各資産 各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し適切に管理する。また、ソブリン・リスクについても注視する。 各運用受託機関及び各資産管理機関 運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関及び資産管理機関の信用リスクを管理するほか、運用体制及び資産管理体制の変更等に注意する。 <p>⑧ 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。</p> <p>⑨ 企業経営等に与える影響への考慮 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。</p>	<p>な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求め。 ⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。</p>	<p>な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求め。 ⑩ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証 平成20年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において確認等の検証を行う。</p>	
<p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。</p>	<p>(3) 事務処理の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。</p>	<p>(3) 事務処理の適切な実施 事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。</p>	

	自己評定	評価項目12	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>【数値目標】</p> <p>① 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>② 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>④ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p>	<p>【数値目標】</p> <p>① 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>② 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>③ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>④ 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p>		
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</p> <p>○ 長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行っているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオは、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するよう定めているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオを適切に管理しているか。</p> <p>○ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。</p> <p>○ 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めているか。</p> <p>○ 中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保しているか。</p> <p>○ ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を用いているか。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</p> <p>○ 長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行っているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオは、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するよう定めているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオを適切に管理しているか。</p> <p>○ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。</p> <p>○ 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めているか。</p> <p>○ 中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保しているか。</p> <p>○ ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を用いているか。</p>		

<ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養保険資金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行っているか。 ○ 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。 ○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表しているか。 ○ 運用に関する基本方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。 ○ 基本ポートフォリオは、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように適切に策定しているか。 ○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。 ○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。 ○ 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には必要な措置を講じているか。 ○ 各資産ごとに市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理しているか。 ○ ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視しているか。 ○ 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 運用受託機関の信用リスクを管理しているか。 ○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養保険資金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行っているか。 ○ 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。 ○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表しているか。 ○ 運用に関する基本方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行っているか。 ○ 基本ポートフォリオは、中期目標で示された留意点を踏まえ、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように適切に策定しているか。 ○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。 ○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。 ○ 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には必要な措置を講じているか。 ○ 各資産ごとに市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理しているか。 ○ ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視しているか。 ○ 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 運用受託機関の信用リスクを管理しているか。 ○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理しているか。 ○ 資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意しているか。 	
--	--	--

- 各資産ともパッシブ運用を中心としているか。
- 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行っていないか。
- 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ね、運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。
- 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。)(政・独委評価の視点)
 - i 資金運用の実績
 - ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)
- 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)
- 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。
- 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう事務担当者会議を開催しているか。

- 各資産ともパッシブ運用を中心としているか。
- 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行っていないか。
- 株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ね、運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。
- 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。)(政・独委評価の視点)
 - i 資金運用の実績
 - ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)
- 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)
- 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。
- 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう事務担当者会議を開催しているか。

- 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。

今回新たに視点を追加

既に同趣旨の視点を設定済み

アウトカム指標を追加

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>9 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>9 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>9 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業) WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	
<p>(1) 福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NETの特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。</p>	<p>(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。</p>	<p>(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業について、介護報酬改定等の制度見直し及び社会情勢変化等へ迅速に対応するために介護事業者情報等の内容の充実を図るなど質の向上に努める。</p>	
	<p>(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間アクセス件数を1,400万件以上、利用機関登録数を7,5万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を90%以上とする。</p>	<p>(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、年間アクセス件数の増加に努めるとともに、利用機関登録数を7,2万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度の90%以上を確保する。</p>	
<p>(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率の実施を推進するためにWAM NET基盤を活用すること。</p>	<p>(3) 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率の実施を推進するためにWAM NET基盤を活用する。</p>	<p>(3) 国の福祉保健医療施策を支援するため、WAM NET基盤を活用した看護師等養成所報告管理システム等を適切に運用するとともに、機構業務の効率の実施を推進するため、WAM NET基盤を活用した電子申請の推進を図る。</p>	
<p>(3) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・</p>	<p>(4) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期目標期間</p>	<p>(4) 現在実施しているバナー広告等により自己収入を確保する。 また、専用サイトについては利用料</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。</p> <p>また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大に努めること。</p>	<p>の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保するほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。</p> <p>また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。</p>	<p>を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。</p>	

		自己評価		評 定																									
評価の視点等（現行）		評価の視点等（案）																											
<p>【数値目標】</p> <p>① 年間アクセス件数及び利用機関登録数及び利用者満足度については、次の数値目標を達成すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間アクセス件数</td> <td>1,400万件以上</td> <td>1,400万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用機関登録数</td> <td>6.8万件以上</td> <td>7.5万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用者の満足度</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保する。</p>		項目	20年度計画	中期計画	年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上	利用機関登録数	6.8万件以上	7.5万件以上	利用者の満足度	90%以上	90%以上	<p>【数値目標】</p> <p>① 年間アクセス件数及び利用機関登録数及び利用者満足度については、次の数値目標を達成すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>20年度計画</th> <th>中期計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間アクセス件数</td> <td>1,400万件以上</td> <td>1,400万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用機関登録数</td> <td>6.8万件以上</td> <td>7.5万件以上</td> </tr> <tr> <td>利用者の満足度※</td> <td>90%以上</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ WAM NETの情報利用者に対して、意見・感想等を聴取するアンケート調査を実施し「満足」との回答数を集計</p> <p>② 中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保する。</p>			項目	20年度計画	中期計画	年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上	利用機関登録数	6.8万件以上	7.5万件以上	利用者の満足度※	90%以上	90%以上	
項目	20年度計画	中期計画																											
年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上																											
利用機関登録数	6.8万件以上	7.5万件以上																											
利用者の満足度	90%以上	90%以上																											
項目	20年度計画	中期計画																											
年間アクセス件数	1,400万件以上	1,400万件以上																											
利用機関登録数	6.8万件以上	7.5万件以上																											
利用者の満足度※	90%以上	90%以上																											
<p>【評価の視点】</p> <p>○ 福祉保健医療情報に対する国民のニーズに対応し、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、質の向上に努めているか。</p> <p>○ 年間アクセス件数、利用機関登録数及び利用者満足度について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。</p> <p>○ 自己収入の確保について、広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図っているか。</p> <p>○ 専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図っているか。</p>		<p>【評価の視点】</p> <p>○ 福祉保健医療情報に対する国民のニーズに対応し、介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、質の向上に努めているか。</p> <p>○ 年間アクセス件数、利用機関登録数及び利用者満足度について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用しているか。</p> <p>○ 自己収入の確保について、広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図っているか。</p> <p>○ 専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図っているか。</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>			<p>※ 満足度の内容をわかりやすくするため、追記</p>																								
		<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">今回新たに視点を追加</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">アウトカム指標を追加</div>																											

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績																																
<p>10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。</p>	<p>10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p>	<p>10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。</p> <p>また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努める。</p> <p>なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。</p> <p>(参考)</p> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1" data-bbox="969 954 1317 1185"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成 21 事業年度</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>千円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td>189,600,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td>189,600,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原資</td> <td>貸付</td> <td>189,600,000</td> </tr> <tr> <td>回収金等 (うち財投機関債)</td> <td>(34,000,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p> <table border="1" data-bbox="969 1241 1317 1433"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>平成 21 事業年度</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>千円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">貸付契約額</td> <td>4,800,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金交付額</td> <td>4,800,000</td> </tr> <tr> <td>原資</td> <td>貸付回収金等</td> <td>4,800,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平成 21 事業年度			千円	貸付契約額		189,600,000	資金交付額		189,600,000	原資	貸付	189,600,000	回収金等 (うち財投機関債)	(34,000,000)	区 分		平成 21 事業年度			千円	貸付契約額		4,800,000	資金交付額		4,800,000	原資	貸付回収金等	4,800,000	
区 分		平成 21 事業年度																																	
		千円																																	
貸付契約額		189,600,000																																	
資金交付額		189,600,000																																	
原資	貸付	189,600,000																																	
	回収金等 (うち財投機関債)	(34,000,000)																																	
区 分		平成 21 事業年度																																	
		千円																																	
貸付契約額		4,800,000																																	
資金交付額		4,800,000																																	
原資	貸付回収金等	4,800,000																																	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p>	<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p>	<p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、貸付金利に反映させる。</p>	
<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。</p>	<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。</p>	<p>(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。 また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和措置を講じる。</p>	
<p>(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。</p>	<p>(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。</p>	<p>(3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、ホームページやリーフレット等による広報を行う。</p>	
<p>(4) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。</p>	<p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。</p>	<p>(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。</p>	
<p>(5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。</p>	<p>(5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。</p>	<p>(5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査方法等を行うとともに、借入申込から貸付実行までの事務処理方法の問題点の洗い出しを行う。</p>	

	自己評定	評価項目14	評 定	
<p align="center">評価の視点等（現行）</p>	<p align="center">評価の視点等（案）</p>			
<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図っているか。 ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。 ○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。 ○ 貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じているか。 ○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。 ○ 受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努めているか。 ○ 借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行っているか。 なお、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加は考慮する。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点） 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図っているか。 ○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映する利率の設定方式となっているか。 ○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。 ○ 貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じているか。 ○ 利用者に対し、ホームページ、リーフレット等による制度周知を図っているか。 ○ 受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努めているか。 ○ 借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行っているか。 なお、年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加は考慮する。 ■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点） ■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点） 	<p>[評価の視点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 	<p>※ 下線部分のみ追加</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>今回新たに視点を追加</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>既に同趣旨の視点を設定済み</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>アウトカム指標を追加</p> </div>

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。</p> <p>① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。</p> <p>③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する</p>	<p>11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p>(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> <p>① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> <p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。</p> <p>⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する</p>	<p>11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。</p> <p>① 転貸法人等貸付先の財務分析を年1回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理及び着実な債権回収を行う。</p> <p>また、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p> <p>④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。</p> <p>また、経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に関しては、返済条件の変更措置により、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する。なお、災害等の被災者に係る返済条件変更措置については、ホームページにより迅速に周知を図る。</p> <p>⑤ 長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>る保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p>	<p>る保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p> <p>⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。</p>	<p>早期の回収に努める。</p> <p>⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。</p>	
<p>(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。</p>	<p>(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。</p>		

	自己評定	評価項目15	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>[数値目標]</p> <p>① 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>① 年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。</p> <p>② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。</p> <p>③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。</p>		
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。</p> <p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p> <p>○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進しているか。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 関係行政機関及び受託金融機関と連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行っているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行っているか。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行っているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行い、延滞債権の発生の抑制に努めたか。</p> <p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p> <p>○ 転貸法人に対する指導・助言等を実施し、転貸法人による適切な債権回収を推進しているか。</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p>		

<p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点)</p> <p>○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>	<p>今回新たに視点を追加</p> <p>既に同趣旨の視点を設定済み</p> <p>アウトカム指標を追加</p>
--	---	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	第4 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別表1のとおり 2 収支計画 別表2のとおり 3 資金計画 別表3のとおり	
1 運営費交付金以外の取入の確保 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。			
2 自己資金調達による貸付原資の確保 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。			
	第5 短期借入金の限度額 1 限度額 91,600百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	第5 短期借入金の限度額 1 限度額 91,600百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>3 資産の有効活用</p> <p>機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舍（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舍（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）を売却する。</p>	<p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舍（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舍（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）の売却を進める。</p>	
	<p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・ 長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・ 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	<p>第7 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全勘定に共通する事項 業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 ・ 長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源 ・ 労災年金担保貸付勘定に係る事項 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資 	

	自己評定	評価項目16	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>[数値目標]</p> <p>○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>○ 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努める。</p>		
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行っているか。</p> <p>■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点） 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p>■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行っているか。</p> <p>■ 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点） 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p>■ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係</p>		

<p>についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 宝塚宿舎等の売却については、計画どおり適切に実施しているか。</p> <p>■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。（政・独委評価の視点） （注）関連法人：特定関連会社、関連会社及び関連公益法人（「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）第103連結の範囲、第114関連会社等に対する持分法の適用、第125関連公益法人等の範囲参照）</p>	<p>についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>○ 宝塚宿舎等の売却については、計画どおり適切に実施しているか。</p> <p>■ 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p> <p>■ 関連法人等に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。（政・独委評価の視点）</p>	<div data-bbox="1617 384 2042 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">今回新たに視点を追加</div> <div data-bbox="1617 475 2042 550" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div data-bbox="1617 558 2042 633" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">アウトカム指標を追加</div>
--	--	--

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>人事に関する事項</p> <p>(1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。</p> <p>(2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。</p> <p>③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。</p> <p>④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 299人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,509百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 事務・事業の合理化・効率化を図り、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図るとともに、業務の量及び質に対応した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。</p> <p>② 人事評価結果を活用した人事や更なる給与への反映等の取組を進める。</p> <p>③ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、福祉医療経営指導事業等における専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得支援を行う研修体系を構築する。</p> <p>④ 教育・訓練プログラムの運用の改善を図り、各事業部門毎に必要な知識・技術の習得、及び職階毎に求められる個人の能力開発等を目的としたより効果的な研修を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 平成21年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。</p>	

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
	<p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、長寿・子育て・障害者基金の助成事業及び自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	<p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、長寿・子育て・障害者基金の助成事業及び前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。</p>	

	自己評価	評価項目17	評 定
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 	<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。 		
<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施等しているか。 ○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。 	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の人事に関する計画について、中期計画に掲げる方針に基づき、実施等しているか。 ○ 職員の努力とその成果が適切に人事上評価されているか。 ○ 期末の常勤職員数が期初の常勤職員数の100%以内となっているか。 ○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">今回新たに視点を追加</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">既に同趣旨の視点を設定済み</div> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">アウトカム指標を追加</div>	

医療・福祉部会における福祉医療機構の長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱いについて

- 福祉医療機構の長期借入金及び債券発行については、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第17条第2項）。
また、当該長期借入金及び債券の償還計画についても、毎事業年度、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（同法第22条第2項）。
- もっとも、福祉医療機構の長期借入金及び債券発行については、通常、年度中数次にわたって行われることから、個別の認可の都度、意見をいただく形に代えて、第4回及び第7回医療・福祉部会における了承の下に、以下のような取扱いとすることとしている。

【医療・福祉部会における福祉医療機構の長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱い】

① 年度を通じた「長期借入金計画」及び「債券発行計画」について、あらかじめ、部会の了承をいただく（これらの「償還計画」と併せて審議）。



② 長期借入金及び債券発行の個別の認可に際しては、部会長において、部会が了承した長期借入金計画及び債券発行計画の範囲内のものであることを確認いただき、了承を得ることをもって、部会の意見をいただいたという取扱いとする。



③ 仮に、長期借入金計画及び債券発行計画の範囲を超える事態が生じた場合には、改めて部会で審議をいただくこととする。

※ なお、部会長の了承を経て厚生労働大臣の認可がなされた事案については、速やかに部会に報告している。

また、長期借入金及び債券発行に係る意見については、厚生労働省独立行政法人評価委員会令、同運営規程等に基づき、部会の議決を評価委員会の議決とする事項とされている。

福祉医療機構の平成21年度長期借入金計画の変更(案)

独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通(福祉貸付)及び病院、診療所、介護老人保健施設等の設置等に必要な資金の融通(医療貸付)に必要な資金について財政融資資金からの借入れ、及び厚生年金等の年金受給権を担保とする資金の融通(年金担保貸付)に必要な資金について市中金融機関からの借入れを行うものである。

平成21年10月1日より出産育児一時金等の支払方法の変更に伴う必要な資金の融通(医療貸付)に必要な資金について市中金融機関からの借入れを行う必要が生じたため、長期借入金計画の変更を行うものである。

【平成21年度計画額】

(単位:百万円)

	一般勘定 (福祉医療貸付)			年金担保貸付勘定	
	財政融資資金	民間借入金	(参考) 貸付予定額	民間借入金	(参考) 貸付予定額
計画額	282,800	4,200	301,800	28,700	189,600
(参考) 第1・四半期	103,000	0	83,097	0	39,949
第2・四半期	62,500	0	62,687	0	51,439
第3・四半期	53,500	0	66,764	0	45,580
第4・四半期	63,800	4,200	89,252	28,700	52,632

【借入条件】

借入金の用途	福祉医療貸付の原資		年金担保貸付の原資
	財政融資資金	民間借入金	民間借入金
償還期間	20年以内(うち据置1年)	7年以内(うち据置1年)	1年以内
借入利率	借入日の財政融資資金借入 金利による (参考: 2/12現在 1.7%[1.2%]) []は10年金利見直し貸付における当初金利	借入認可時 の市中金融 機関借入金 利による	借入日の2営業日前の 市中金融機関借入金利に よる

**福祉医療機構の平成21年度長期借入金
(第2・四半期)**

	一般勘定（福祉医療貸付）	年金担保貸付勘定
	財政融資資金	民間借入金
年度計画額 (平成21年4月～ 平成22年3月)	282,800百万円	28,700百万円
認可額※ (平成21年7月 ～9月分)	46,000百万円	—

※第2・四半期の借入額として、平成21年9月4日厚生労働省発社援第0904第5号にて認可。

【参考】（平成21年7月から9月までの実績）

	一般勘定（福祉医療貸付）		年金担保貸付勘定
	計 45,600百万円		
借入金額 (下段は内訳)	42,690百万円	2,910百万円	—
借入年月日	H21.9.28		—
償還期限	H41.7.20		—
借入利率	1.60%	1.20%	—
償還方法	半年賦元金均等償還		—
備考	10年金利見直し※		—

※10年金利見直しによる借入れについては、10年経過後金利見直し制度(10年経過時点で金利を見直す方法)による貸付実行額に合わせている。

**福祉医療機構の平成21年度長期借入金
(第3・四半期)**

	一般勘定（福祉医療貸付）	年金担保貸付勘定
	財政融資資金	民間借入金
年度計画額 (平成21年4月～ 平成22年3月)	282,800百万円	28,700百万円
認可額※ (平成21年10月 ～12月分)	46,000百万円	—

※第3・四半期の借入額として、平成21年12月7日厚生労働省発社援1207第2号にて認可。

【参考】（平成21年10月から12月までの実績）

	一般勘定（福祉医療貸付）		年金担保貸付勘定
	借入金額 (下段は内訳)	計 44,500百万円	
	40,750百万円	3,750百万円	—
借入年月日	H21.12.18		—
償還期限	H41.7.20		—
借入利率	1.50%	1.10%	—
償還方法	半年賦元金均等償還		—
備考	10年金利見直し※		—

※10年金利見直しによる借入れについては、10年経過後金利見直し制度(10年経過時点で金利を見直す方法)による貸付実行額に合わせている。

**福祉医療機構の平成21年度長期借入金
(第4・四半期)**

	一般勘定（福祉医療貸付）		年金担保貸付勘定
	財政融資資金	民間借入金	民間借入金
年度計画額 (平成21年4月～ 平成22年3月)	282,800百万円	—	28,700百万円
認可予定額※ (平成22年1月 ～3月分)	50,800百万円	4,200百万円	28,700百万円

※各借入認可については、現在申請中。

【参考】（平成22年1月から3月の予定額）

	一般勘定（福祉医療貸付）		年金担保貸付勘定
	財政融資資金	民間借入金	民間借入金
借入金額 (下段は内訳)	計 50,800百万円	計 4,200百万円	計 28,700百万円
	—	—	—
借入年月日	H22.3.26	H22.3.24	H22.3.31
償還期限	H42.1.20	7年以内	1年以内
借入利率	—	—	—
償還方法	半年賦元金均等償還	半年賦元金均等償還	一括償還
備考		10年金利見直し※	—

※10年金利見直しによる借入れについては、10年経過後金利見直し制度(10年経過時点で金利を見直す方法)による貸付実行額に合わせている。

平成21事業年度独立行政法人福祉医療機構債券発行

【上半期発行実績】

	発行総額	発行日	年限	表面利率※1	発行価格	格付※2
第19回	240億円	H21.6.17	3年	0.70%	100.00円	AA
	一般勘定 - ; 年担保勘定 240億円			スプレッド* #240+18bp		
第20回	100億円	H21.6.17	10年	1.74%	99.98円	AA
	一般勘定 100億円 ; 年担保勘定 -			スプレッド* #301+20bp		

【下半期発行実績】

	発行総額	発行日	年限	表面利率※1	発行価格	格付※2
第21回	100億円	H21.12.17	3年	0.34%	99.98円	AA
	一般勘定 - ; 年担保勘定 100億円			スプレッド* #246+10bp		

※1 スプレッド…2つの証券の金利差(#246+10bpは、第246回国債(10年もの)の残存期間3年の金利に10ベーシポイント上乗せ) 1bp(ベーシポイント)…0.01%

※2 格付…(株)格付投資情報センター(R&I)による格付

※3 第21回については平成21年11月25日厚生労働省発年1125第1号にて認可。

【平成21事業年度計画】

○一般勘定(福祉医療貸付事業)

資金交付額	3,018億円
原 資	
財政融資資金借入金	2,828億円
自己資金	190億円(うち財投機関債400億円)

○年金担保貸付勘定

資金交付額	1,896億円
原 資	
民間借入金	287億円
自己資金	1,609億円(うち財投機関債340億円)

【過去の実績】

(社会福祉・医療事業団分)

	発行総額	発行日	年限	表面利率	発行価格	格付
第1回	100億円	H14. 2. 19	3年	0.42%	100円	AA
	一般勘定 - ; 年担勘定 100億円			スプレッド #178+13bp		
第2回	200億円	H14. 6. 24	3年	0.47%	99.97円	AA
	一般勘定 50億円; 年担勘定 150億円			スプレッド #181+30bp		
第3回	150億円	H15. 5. 23	5年	0.29%	99.99円	AA
	一般勘定 150億円; 年担勘定 -			スプレッド #204+9bp		
第4回	250億円	H15. 6. 24	3年	0.12%	99.97円	AA
	一般勘定 50億円; 年担勘定 200億円			スプレッド #187+5bp		

(独立行政法人福祉医療機構分)

	発行総額	発行日	年限	表面利率	発行価格	格付
第1回	250億円	H16. 6. 14	5年	0.71%	99.97円	AA
	一般勘定 250億円; 年担勘定 -			スプレッド #213+10bp		
第2回	50億円	H16. 6. 14	10年	1.61%	99.99円	AA
	一般勘定 50億円; 年担勘定 -			スプレッド #259+14bp		
第3回	300億円	H16. 7. 9	3年	0.54%	100円	AA
	一般勘定 - ; 年担勘定 300億円			スプレッド #195+10bp		
第4回	300億円	H17. 6. 17	3年	0.27%	99.97円	AA
	一般勘定 - ; 年担勘定 300億円			スプレッド #204+9bp		
第5回	400億円	H17. 6. 17	10年	1.40%	99.98円	AA
	一般勘定 400億円; 年担勘定 -			スプレッド #270+14bp		
第6回	100億円	H17. 6. 17	20年	2.11%	99.96円	AA
	一般勘定 100億円; 年担勘定 -			スプレッド #77+20bp		
第7回	100億円	H17. 11. 14	3年	0.59%	99.99円	AA
	一般勘定 - ; 年担勘定 100億円			スプレッド #207+8bp		
第8回	290億円	H17. 11. 14	10年	1.68%	99.95円	AA
	一般勘定 290億円; 年担勘定 -			スプレッド #273+12bp		
第9回	300億円	H18. 6. 19	3年	1.25%	99.98円	AA
	一般勘定 - ; 年担勘定 300億円			スプレッド #213+18bp		
第10回	300億円	H18. 6. 19	10年	2.16%	100円	AA
	一般勘定 300億円; 年担勘定 -			スプレッド #280+20bp		
第11回	200億円	H18. 6. 19	20年	2.57%	99.89円	AA
	一般勘定 200億円; 年担勘定 -			スプレッド #87+30bp		
第12回	100億円	H18. 12. 5	3年	1.12%	99.97円	AA
	一般勘定 - ; 年担勘定 100億円			スプレッド #216+15bp		
第13回	300億円	H19. 6. 19	3年	1.25%	99.98円	AA
	一般勘定 - ; 年担勘定 300億円			スプレッド #222+8bp		
第14回	200億円	H19. 6. 19	10年	1.99%	99.99円	AA
	一般勘定 200億円; 年担勘定 -			スプレッド #286+15bp		
第15回	170億円	H19. 12. 5	3年	0.96%	99.98円	AA
	一般勘定 - ; 年担勘定 170億円			スプレッド #226+15bp		

	発行総額	発行日	年限	表面利率	発行価格	格付
第16回	300億円	H20.6.19	3年	1.28%	99.98円	AA
	一般勘定 100億円 年担勘定 300億円			スプレッド #232+19bp		
第17回	100億円	H20.6.19	10年	1.99%	99.99円	AA
	一般勘定 100億円 年担勘定 -			スプレッド #293+21bp		
第18回	240億円	H20.12.19	3年	1.02%	99.99円	AA
	一般勘定 100億円 年担勘定 240億円			スプレッド #235+32bp		
第19回	240億円	H21.6.17	3年	0.70%	100.00円	AA
	一般勘定 100億円 年担勘定 240億円			スプレッド #240+18bp		
第20回	100億円	H21.6.17	10年	1.74%	99.98円	AA
	一般勘定 100億円 年担勘定 -			スプレッド #301+20bp		
第21回	100億円	H21.12.17	3年	0.34%	99.98円	AA
	一般勘定 100億円 年担勘定 100億円			スプレッド #246+10bp		

福祉医療機構の平成22年度長期借入金計画(案)

独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通(福祉貸付)及び病院、診療所、介護老人保健施設等の設置等に必要な資金の融通(医療貸付)に必要な資金について財政融資資金からの借入れ、及び厚生年金等の年金受給権を担保とする資金の融通(年金担保貸付)に必要な資金について市中金融機関からの借入れを行うものである。

【平成22年度計画額】

(単位:百万円)

	一般勘定 (福祉医療貸付)		年金担保貸付勘定
	財政融資資金 (20年)	財政融資資金 (5年)	民間借入金
計画額	208,300		39,800
	169,900	38,400	
(参考) 第1・四半期	71,200	12,700	0
第2・四半期	46,600	7,100	0
第3・四半期	22,000	8,800	0
第4・四半期	30,100	9,800	39,800

【借入条件】

借入金の使途	福祉医療貸付の 原資	福祉医療貸付の 原資	年金担保貸付の 原資
償還期間	20年以内 (うち据置1年)	5年以内 (うち据置1年)	1年以内
借入利率	借入日の財政融 資資金借入金利 による(参考: 2/10 現在 1.7%[1.2%]) [] は10年金利見直し貸付におけ る当初金利	借入日の財政融 資資金借入金利 による(参考: 2/10 現在 0.4%)	借入日の2営業日前の 市中金融機関借入金利 による

福祉医療機構の平成22年度債券発行計画(案)

独立行政法人福祉医療機構が行う福祉医療貸付及び年金担保貸付の貸付原資に充当するため、資金調達を行う。

	総 額	内 訳	
		一般勘定 (福祉医療貸付)	年金担保貸付勘定
平成22年度債券発行予定額	920億円	330億円	590億円

なお、債券の発行回数、時期等については、現在検討中のため発行に要する費用等の計上は困難。また、債券の利率等については債券の募集の日に決定。

【参 考】

独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成15年9月3日政令第393号)

(機構債券の発行の認可)

第18条 機構は、法第17条第1項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の20日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 機構債券の発行を必要とする理由
- 二 第11条第3項第1号から第8号までに掲げる事項
- 三 機構債券の募集の方法
- 四 機構債券の発行に要する費用の概算額
- 五 第2号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

第11条 第1・2項(略)

3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 機構債券の名称
- 二 機構債券の総額
- 三 各機構債券の金額
- 四 機構債券の利率
- 五 機構債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 機構債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九～十一 (略)

福祉医療機構の平成22年度償還計画(案)

【平成22事業年度償還計画】

(単位:千円)

区 分	一般勘定 (福祉医療貸付)					年金担保貸付勘定			
	財政融資資金(20年)	財政融資資金(5年)	財投機関債	民間借入金	計	財政融資資金	財投機関債	民間借入金	計
平成22事業年度償還計画額	270,707,220	0	0	323,088	271,030,308	14,063,880	47,000,000	28,700,000	89,763,880

(参考1) 平成22年度末借入・発行見込総額

(単位:千円)

区 分	一般勘定 (福祉医療貸付)					年金担保貸付勘定			
	財政融資資金(20年)	財政融資資金(5年)	財投機関債	民間借入金	計	財政融資資金	財投機関債	民間借入金	計
平成21事業年度末借入・発行見込総額 (A)	2,934,697,546	0	174,000,000	4,200,000	3,112,897,546	24,359,712	111,000,000	28,700,000	164,059,712
平成22事業年度借入・発行見込額 (B)	169,900,000	38,400,000	33,000,000	0	241,300,000	0	59,000,000	39,800,000	98,800,000
平成22事業年度償還計画額 (C)	270,707,220	0	0	323,088	271,030,308	14,063,880	47,000,000	28,700,000	89,763,880
平成22事業年度末借入・発行見込総額 (A)+(B)-(C)	2,833,890,326	38,400,000	207,000,000	3,876,912	3,083,167,238	10,295,832	123,000,000	39,800,000	173,095,832

(参考2) 長期借入金等の償還期限及び償還方法

区分	借入・発行年度		償還期限	償還方法	
平成8事業年度以前	一般勘定	財政融資資金	平成2事業年度～平成8事業年度	半年賦元金均等償還	
	医療勘定 (現:一般勘定)	財政融資資金	平成5事業年度～平成8事業年度	1年据置半年賦元金均等償還	
平成9～12事業年度	一般勘定	財政融資資金	平成9事業年度～平成12事業年度	1年据置半年賦元金均等償還	
平成13事業年度以降	一般勘定	財政融資資金	平成13事業年度～平成22事業年度	1年据置半年賦元金均等償還	
		財政融資資金	平成22事業年度	1年据置半年賦元金均等償還	
		財投機関債	平成16事業年度～平成22事業年度	10年後一括償還	
	年金担保貸付勘定	財投機関債	平成17事業年度～平成18事業年度	20年後一括償還	
		民間借入金	平成21事業年度	7年	1年据置半年賦元金均等償還
		財政融資資金	平成17事業年度～平成19事業年度	5年	1年据置半年賦元金均等償還
	財投機関債	平成19事業年度～平成22事業年度	3年	3年後一括償還	
	民間借入金	平成21事業年度～平成22事業年度	1年	1年以内一括償還	

福祉医療機構の役員の退職金に係る業績勘案率（再審議）

1. 退職役員について

- (1) 氏 名 川井 一心
 (2) 役 職 福祉医療機構 理事
 (3) 在職期間 平成17年10月1日から平成21年3月31日まで

2. 業績勘案率の算定について

- (1) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が実施された期間の評価結果に基づく算定

	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
法人の年度業績勘案率 (別添1)	1.44	1.48	1.48	1.50
平均値の分類	Y	Y	Y	X
各分類に対応する率	1.0	1.0	1.0	1.5

○ 在籍月数 42か月（平成18～21年度各12か月、平成17年度6か月）

- (2) 役員の在職期間のうち法人の年度評価が未実施の期間の実績に基づく算定なし。

- (3) 業績勘案率の計算式（在籍月数合計42か月）

$$(1.0 \times 12 + 1.0 \times 12 + 1.0 \times 12 + 1.5 \times 6) \div 42 = 1.07$$

- (4) 役員の在職期間における目的積立金の状況

目的積立金は積んでいない。

- (5) 退職役員に係る職責事項についての申出

独立行政法人福祉医療機構からの申請はなし。

- (6) (1)～(5)までによる業績勘案率の試算

1.0（当初案）

- (7) 政・独委独立行政法人評価分科会第5WG主査からの指摘に係る検討

社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会（全精社協）を巡る一連の報道に関しては、川井氏に関するものではないため、退職金に係る業績勘案率に影響を及ぼすものではない。

なお、政独委事務局から指摘のあった「福祉医療機構が全精社協に対して保有していた債権を放棄した」という点については、福祉医療機構と全精社協との間に直接の関係はなく、「ハートピアきつれ川」事業を全精社協に引き継いだ財団法人全国精神障害者家族連合会に対する福祉医療機構の債権の一部を放棄したものであり、同債権の一部放棄にあたっては、裁判所が指定した破産管財人及び厚生労働大臣の事業継続という要請に基づいて適正に行われたものと承知している。

以上から、当初案「1.0」から減算する事由はないものと判断してよいのではないかと。

個別項目に関する評価結果 <福祉医療機構>

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	対応率	評価結果	対応率	評価結果	対応率	評価結果
1. 効率的な業務運営体制の確立	1.5	A	1.5	A	1.5	A
2. 業務管理の充実	1.5	A	1.5	A	1.0	B
3. 業務運営の効率化に伴う経費節減 (一般管理費等の経費削減)	1.5	A	1.5	A	1.5	A
4. 福祉医療貸付事業 (業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)	1.5	A	1.5	A	1.5	A
5. " " (業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)	1.5	A	1.5	A	1.5	A
6. 福祉医療経営指導事業 (業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)	1.5	A	1.5	A	1.5	A
7. " " (業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)	1.5	A	1.5	A	1.5	A
8. 長寿・子育て・障害者基金事業 (業務の運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措	1.5	A	1.5	A	1.5	A
9. " " (業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)	1.5	A	1.5	A	1.5	A
10. 退職手当共済事業 (業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)	1.5	A	1.5	A	1.5	A
11. 心身障害者扶養保険事業	1.0	B	1.0	B	1.5	A
12. 福祉保健医療情報サービス事業 (業務の運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措	1.5	A	1.5	A	1.5	A
13. " " (業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)	1.5	A	1.5	A	1.5	A
14. 年金担保貸付事業 (業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)	1.5	A	1.5	A	1.5	A
15. " " (業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)	2.0	S	1.5	A	1.5	A
16. 労災年金担保貸付事業 (業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとった措置)	1.0	B	1.5	A	1.5	A
17. " " (業務の質の向上に関する目標を達成するためにとった措置)	2.0	S	1.5	A	1.5	A
18. 承継年金住宅融資等債権管理回収業務 承継教育資金貸付けあわせん業務	-	-	1.5	A	1.5	A
19. 財務内容の改善に関する事項 (予算・収支計画及び資金計画)	1.5	A	1.5	A	1.5	A
20. その他業務運営に関する重要事項 (職員の人事に関する事項)	1.5	A	1.5	A	1.5	A
平均	1.50		1.48		1.48	

区 分	平成20年度	
	対応率	評価結果
1. 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	1.5	A
2. 業務管理(リスク管理)の充実	1.5	A
3. 業務・システムの効率化と情報化の推進	1.5	A
4. 経費の節減	1.5	A
5. 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)	1.5	A
6. 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)	1.5	A
7. 福祉医療貸付事業(債権管理)	1.0	B
8. 福祉医療経営指導事業	1.5	A
9. 長寿・子育て・障害者基金事業(透明で公正な助成の実施)	1.5	A
10. 長寿・子育て・障害者基金事業(事後評価と助成事業の成果の普及)	1.5	A
11. 退職手当共済事業	2.0	S
12. 心身障害者扶養保険事業	1.0	B
13. 福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)	1.0	B
14. 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	1.5	A
15. 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付あわせん業務	1.5	A
16. 財務内容の改善に関する事項	1.5	A
17. 人事に関する事項	1.5	A
平均	1.44	

平成21年12月2日

厚生労働省独立行政法人評価委員会 御中

政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会
第5ワーキング・グループ主査

独立行政法人福祉医療機構の役員退職金に係る業績勘案率（案）について

平成21年8月28日付け独評発第0828023号「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率（案）について」により、貴委員会から通知のあった独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の理事のうち本年7月18日付け退任に係る理事については、本人から退職金受取辞退の申出があったこと等から、福祉医療機構から取下げ依頼がなされたことを受け、貴委員会から同年12月1日付け独評発第1201001号「独立行政法人の役員退職に係る業績勘案率（案）の算定結果通知に係る一部取下げ」により取り下げる旨通知がなされましたが、社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会（以下「全精社協」という。）を巡る一連の報道には、退職した理事本人に関する内容のほか、福祉医療機構が全精社協に対して保有していた債権を放棄したといった内容が含まれているものと承知しております。

もともと、これら報道内容の事実関係は明らかではなく、また、法人の業績や退職役員の業績勘案率に直ちに影響を及ぼすかどうかも定かではないことから、予断を持って臨むことは厳に慎むべきものと考えております。

しかしながら、貴委員会における業績勘案率（案）の決定後、こうした報道がなされていることにかんがみれば、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の第5ワーキング・グループとしては、まずは貴委員会において、福祉医療機構の本年3月31日付け退任に係る理事の業績勘案率（案）を変更する必要があるか否かについて慎重に御検討いただき、その結果を踏まえて、当該理事の業績勘案率（案）の審議を進めたいと考えておりますので、主旨を御斟酌いただき、よろしくお取り計らい願います。

（本件照会先）

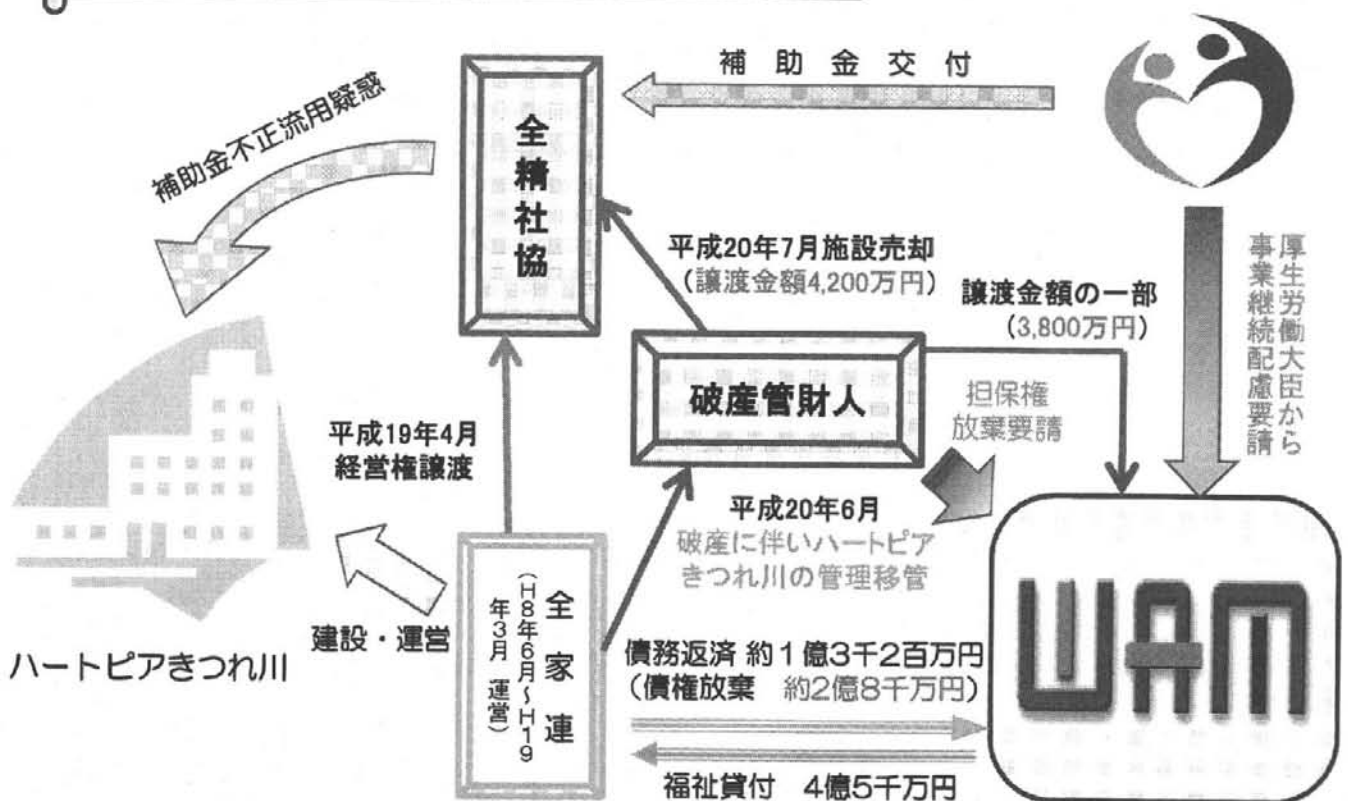
政策評価・独立行政法人評価委員会事務局
（総務省行政評価局独立行政法人第2担当）
担当：安仲、服部
電話：5253-5458（直通）

参考:全精社協とWAMの関係

- 平成 8年 5月 財団法人全国精神障害者家族連合会（以下「全家連」という。）にWAMからハートピアきつれ川の設置整備資金（福祉貸付）として4億5千万円を融資
- 平成19年 4月 1日 全家連から全精社協にハートピアきつれ川の運営に係る事業を譲渡
同月17日 全家連が自己破産申立。破産手続開始
- 平成20年 6月11日 同日付けでWAMは、破産管財人からハートピアきつれ川施設の担保権抹消の依頼がなされる。
同日付けでWAMは、厚生労働大臣から全家連の破産に伴うハートピアきつれ川施設における事業が継続ができるよう配慮要請を受ける。
- 同月25日 同日付けでWAMから厚生労働省社会・援護局長あてにハートピアきつれ川施設の破産処理の対応について照会を行う。
同月26日 同日付けで社会・援護局長から回答がある。
- 同年 7月 3日 破産管財人からハートピアきつれ川の任意売却代金37,516,278円を受領し貸付金の元金に充当。担保権抹消に係る書類を破産管財人に提出
- 同年12月25日 全家連の破産手続終結決定

※ 上記のように、WAMと全精社協には直接の関係はない。

今回のハートピアきつれ川を取り巻く事案の概要



独立行政法人福祉医療機構役員給与規程新旧対照表（改正部分のみ）

新	旧
<p>(俸給)</p> <p>第4条 役員俸給の月額、次の各号とする。</p> <p>(1) 理事長 976,000円</p> <p>(2) 理事(理事長が指定した者) <u>889,000円</u></p> <p>(3) (2)以外の理事 <u>830,000円</u></p> <p>(4) 監事 <u>727,000円</u></p> <p>2～5 省略</p> <p>(特別手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、役員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額(以下「基礎額」という。)に6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては<u>100分の80</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4～8 略</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第11条 非常勤監事の非常勤役員手当の額は、月額<u>376,000円</u>とする。</p> <p>2 非常勤役員手当の支給日及び支給方法については、第3条及び第4条第2項から第5項までの規定を準用する。</p> <p>附 則(平成21年12月1日)</p> <p>1 <u>この改正は、平成21年12月1日から実施する。</u></p> <p>2 <u>平成21年12月に支給する期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」</u></p>	<p>(俸給)</p> <p>第4条 役員俸給の月額、次の各号とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>979,000円</u></p> <p>(2) 理事(理事長が指定した者) <u>892,000円</u></p> <p>(3) (2)以外の理事 <u>833,000円</u></p> <p>(4) 監事 <u>730,000円</u></p> <p>2 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。</p> <p>(特別手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、役員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額(以下「基礎額」という。)に6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては<u>100分の90</u>を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4～8 略</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第11条 非常勤監事の非常勤役員手当の額は、月額<u>378,000円</u>とする。</p> <p>2 非常勤役員手当の支給日及び支給方法については、第3条及び第4条第2項から第5項までの規定を準用する。</p>

新	旧
<p>という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。</p> <p>(1) 平成21年4月1日において機構の役員として受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額(平成21年4月1日以降に役員となった者については新たに役員となった日において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額)に100分の0.24を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同年4月から11月までの月数(同年4月1日から実施日の前日までの期間において、機構の役員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額</p> <p>(2) 平成21年6月に機構の役員として支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額</p> <p>3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	

独立行政法人福祉医療機構役員給与規程

(H15. 10. 1規程第6号)
平成21年12月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の役員（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(給与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については俸給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(給与の支給日及び支給方法)

第3条 役員の給与（特別手当を除く。）は、当月分を毎月15日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。）に支給する。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

2 役員の給与は、通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、通貨以外のもので支払い、又は給与の一部を控除して支払うことができる。

(俸給)

第4条 役員の俸給の月額は、次の各号とする。

- (1) 理事長 976,000円
- (2) 理事（理事長が指定した者） 889,000円
- (3) (2)以外の理事 830,000円
- (4) 監事 727,000円

2 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。

3 役員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

4 前2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

5 役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

(特別調整手当)

第5条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて、役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額は、俸給に100分の12を乗じて得た額とする。

3 特別調整手当の支給方法については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(特別手当)

第7条 特別手当は、期末手当及び奨励手当とする。

- 2 期末手当は、6月1日、12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（以下第4項、次条及び第9条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解任され、又は死亡した役員については別に定める場合を除き同様とする。
 - 3 期末手当の額は、役員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の80を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
 - 4 奨励手当は、基準日にそれぞれ在職する役員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の職務実績等に応じて、支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは解任され、又は死亡した役員については別に定める場合を除き同様とする。
 - 5 奨励手当の額は、基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、機構が支給する奨励手当の額の総額は、奨励手当基礎額に100分の85を乗じて得た額を超えてはならない。
 - 6 理事長は、前項の規定による奨励手当の額について、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の職務実績等を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。
 - 7 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて役員となった者については、その者の国家公務員として引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。
 - 8 基準日以前に引き続き国家公務員となるため退職した役員に対しては、第2項及び第4項の規定にかかわらず、期末手当及び奨励手当は支給しない。
- 第8条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項第2号又は第3項の規定により解任されたもの
 - (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 第9条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

第10条 前2条の規定は、第7条第4項の規定による奨励手当の支給について準用する。
この場合において、第8条中「前条第2項」とあるのは「第7条第4項」と読み替えるものとする。

（非常勤役員手当）

第11条 非常勤監事の非常勤役員手当の額は、月額376,000円とする。

2 非常勤役員手当の支給日及び支給方法については、第3条及び第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から実施する。
- 2 実施日の前日において、社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）の役員であった者で、引き続き機構の役員となった者の在職期間の算定については、事業団の役員であった期間を機構の在職期間とみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成15年11月1日から実施する。
- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、本改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）の役員であった者で引き続

き機構の役員となった者にあつては、平成15年4月1日において事業団の役員として受けるべき俸給、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額（機構設立後に役員となった者にあつては新たに役員となった日において受けるべき俸給、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額）に100分の1.07を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から10月までの月数（同年4月1日から実施日の前日までの期間において、事業団または機構の役員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に事業団の役員として支給された期末手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年6月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

1 この改正は、平成17年12月1日から実施する。

2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成17年4月1日において機構の役員として受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額（平成17年4月1日以降に役員となった者にあつては新たに役員となった日において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額）に100分の0.36を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から11月までの月数（同年4月1日から実施日の前日までの期間において、機構の役員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に機構の役員として支給された期末手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

1 この改正は、平成21年6月1日から実施する。

2 平成21年6月に支給する期末手当及び奨励手当に関する第7条第3項及び第5項の規定の適用については、第7条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第5項中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則

1 この改正は、平成21年12月1日から実施する。

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日において機構の役員として受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額(平成21年4月1日以降に役員となった者にあつては新たに役員となった日において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額合計額)に100分の0.24を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同年4月から11月までの月数(同年4月1日から実施日の前日までの期間において、機構の役員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成21年6月に機構の役員として支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
- 3 前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

持ち回りで議決した案件の報告について

－ 独立行政法人福祉医療機構業務方法書の変更について －

1. 医療貸付事業関係（平成21年10月8日改正、同日施行）

◆ 出産育児一時金等の見直しに係る経営安定化資金の特例

出産育児一時金等の見直しに係る経営安定化資金の貸付けについて、特例措置を講じる期間を「平成22年3月31日」から「平成22年6月30日」まで延長するとともに、限度額を「機構の理事長が定める額」（※）に改正【附則第16条関係】

※ 医療機関ごとの2か月分の分娩見込件数に42万円を乗じて得た額

≪ 融資実績 146件 3,756百万円（平成22年1月末現在） ≫

【参考】 出産育児一時金等の見直しに伴う経営安定化資金の拡充について

平成21年10月以降、出産育児一時金等について保険者が被保険者等に支払う方式から医療機関へ直接支払う方式へと変更されることに伴い、医療機関への支払いが2か月程度遅れることとなり、医療機関において一時的な資金を準備することが必要となったことに対応するため、平成21年4月、経営安定化資金について出産育児一時金等に関する特例が設けられたもの。（平成21年6月施行）
なお、上記支払い方式の変更については、その後、移行時期について猶予期間が設けられている。

2. 年金担保貸付事業関係（平成22年1月1日改正、同日施行）

◆ 船員保険法の改正等に伴う改正

船員保険制度の職務上の年金部門が労働者災害補償保険制度に統合されることに伴い、年金担保貸付事業における船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金受給権者の取扱いについて関係規定を整備【第3条、第44条及び附則（平成22年1月1日施行）第2条関係】

◆ 社会保険庁の廃止に伴う改正

社会保険庁の廃止に伴い、年金受給権の裁定者を「社会保険庁長官」から「厚生労働大臣」に改定【第47条関係】

医薬品医療機器総合機構の評価の視点（案） 及び数値目標（案）の概要

1. 評価の視点（案）等の位置付け

第2期中期目標期間（平成21年度～平成25年度）の医薬品医療機器総合機構の業務実績を評価するための指標となるもの。

2. 評価の視点（案）等の主な内容

昨年度に設定された第2期中期目標・中期計画の内容を踏まえ、新たに設定。主な内容は以下のとおり。なお、数値目標については、健康被害救済業務以外は、中期計画と同様。

評価項目1 目標管理による業務運営・トップマネジメント（P2）（第1期と変更なし）

（評価の視点）

○各部門毎に業務計画表が作成されているか。また、それにより業務の進捗状況を日常的に管理し、問題点の抽出及びその改善が図られているか。

○戦略立案機能、リスク管理機能、チェック機能などの業務管理体制や理事長の経営判断が迅速に業務運営に反映できる組織体制が構築され、有効に機能しているか。

（数値目標）

なし

評価項目2 審議機関の設置による透明性の確保（P4）（下線部分は追加、変更項目）

（評価の視点）

○幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として審議機関が設置され、業務内容や運営体制への提言や改善策が業務の効率化、公正性、透明性確保に役立てられているか。

○平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、個別の審査系システムの統合を図るとともに、審査関連業務、安全対策業務及び健康被害救済業務の情報共有を推進するシステムの構築など、業務・システム最適化の取組を実施したか。

(数値目標)

なし

評価項目3 各種経費節減（P8～9）（下線部は追加、変更項目）

(評価の視点)

○一般管理費及び事業費の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みが講じられ、着実に進展しているか。

○総人件費改革は進んでいるか。

○契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。

(数値目標)

○中期目標終了時まで、一般管理費を平成20年度と比べて15%程度節減すること。

○中期目標終了時まで、事業費を平成20年度と比べて5%程度節減すること。

評価項目4 拠出金の徴収及び管理（P10～11）（下線部は追加、変更項目）

(評価の視点)

○副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収業務を効率的に行うための取組が着実に進められ、その結果として、各拠出金の収納率が99%以上の達成となっているか。

(数値目標)

○副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の収納率を99%以上とすること。

評価項目5 相談体制の整備、業務内容の公表等（P13）（下線部は追加、変更項目）

（評価の視点）

○国民に対するサービスの向上のため、「PMDA広報戦略」に基づいた各種施策に取り組んでいるか。

○外部監査の実施に加え、計画的な内部監査が実施され、その結果が公表されているか。
また、審査手数料及び安全対策等拠出金について区分経理が規定され、それらの用途等、財務状況について公表されているか。

（数値目標）

なし

評価項目6 救済制度の情報提供、相談体制の充実（P15～16）（下線部は追加、変更項目）

（評価の視点）

○ホームページ等において給付事例、業務統計等を公表し、給付実態の理解と救済制度の周知を図っているか。

○救済制度を幅広く国民に周知するという観点から、中期計画に掲げる各種取組みが積極的に講じられ、制度普及が着実に進んでいるか。

（数値目標）

○救済制度に関する一般国民の確実認知度を、平成25年度までに10%以上にする。

評価項目7 業務の迅速な処理及び体制整備（P18）（下線部は追加、変更項目）

（評価の視点）

○副作用救済給付業務に関する情報のデータベースへの蓄積を進めるとともに、蓄積されたデータについて分析・解析を行い、迅速かつ効率的な救済給付を実現するシステムとして活用されているか。

○請求事案の迅速な処理を図るため、医療機関や製造業者に対して請求内容の事実関係の調査・整理が適切に行われ、厚生労働大臣への医学・薬学的事項に関する判定の申出に活用されているか。

(数値目標)

○救済給付における事務処理期間について、平成25年度までに全決定件数のうち60%以上を6ヶ月以内に処理できるようにする。

評価項目8 部門間の連携及び保健福祉事業の実施 (p19) (下線部は追加、変更項目)

(評価の視点)

○救済業務における給付事例が、個人情報に配慮しつつ安全対策業務に適切に提供されているか。

○重篤で稀少な健康被害者に対するQOL向上策等を検討するための資料を得る調査研究事業を着実に実施したか。

(数値目標)

なし

評価項目9 スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に等に対する受託支払業務等の実施 (P20) (第1期と変更なし)

(評価の視点)

○スモン患者に対する受託支払業務及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託給付業務について、個人情報に配慮した上で、委託契約の内容に基づき適切に行われているか。

○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務について、個人情報に配慮した上で、適切に行われているか。

(数値目標)

なし

評価項目 10 業務の迅速な処理及び体制整備（医薬品）（P27～29）（下線部は追加、変更項目）

（評価の視点）

○新医薬品について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。

○新医薬品に係る治験相談等の円滑な実施のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に行われているか。

（数値目標）

○新医薬品（優先品目）の審査期間（下記の審査期間に関し、それぞれ50%について達成）

平成21年度 総審査期間11ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間5ヶ月

平成22年度 総審査期間10ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間4ヶ月

平成23～25年度 総審査期間9ヶ月、行政側期間6ヶ月、申請者側期間3ヶ月

○新医薬品（通常品目）の審査期間（下記の審査期間に関し、それぞれ50%について達成）

平成21年度 総審査期間19ヶ月、行政側期間12ヶ月、申請者側期間7ヶ月

平成22年度 総審査期間16ヶ月、行政側期間11ヶ月、申請者側期間5ヶ月

平成23～25年度 総審査期間12ヶ月、行政側期間9ヶ月、申請者側期間3ヶ月

評価項目 11 業務の迅速な処理及び体制整備（医療機器）（P34～36）（下線部は追加、変更項目）

（評価の視点）

○医療機器について、的確かつ迅速な審査を実施していくために、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。

○新医療機器に係る治験相談等の円滑な実施のため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に行われているか。

（数値目標）

○新医療機器（優先品目）の審査期間（下記の期間に関し、それぞれ50%について達成）

平成21～22年度 総審査期間16ヶ月、行政側期間8ヶ月、申請者側期間9ヶ月

平成23年度 総審査期間15ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間8ヶ月

平成24年度 総審査期間13ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間6ヶ月

平成25年度 総審査期間10ヶ月、行政側期間6ヶ月 申請者側期間4ヶ月

○新医療機器（通常品目）の審査期間（下記の期間に関し、それぞれ50%について達成）

平成21～22年度 総審査期間21ヶ月、行政側期間8ヶ月、申請者側期間14ヶ月

平成23年度 総審査期間20ヶ月、行政側期間8ヶ月、申請者側期間12ヶ月

平成24年度 総審査期間17ヶ月、行政側期間7ヶ月、申請者側期間10ヶ月

平成25年度 総審査期間14ヶ月、行政側期間7ヶ月 申請者側期間7ヶ月

評価項目12 業務の迅速な処理及び体制整備（各種調査）（P38～39）（下線部は追加、変更項目）

（評価の視点）

○新医薬品の信頼性適合性調査について、企業訪問型書面調査を導入し、着実に実施しているか。

○GMP/QMS調査の円滑な実施にあたり、中期計画に掲げられている各種取組が着実に行われているか。

（数値目標）

○平成25年度までに新医薬品の信頼性調査件数の50%以上を企業訪問型書面調査により実施。

評価項目13 審査等業務及び安全業務の信頼性の向上（P42～43）（下線部は追加、変更項目）

（評価の視点）

○平成19年度に策定した医薬品審査等に係る研修プログラムについて、実施状況を評価するとともに、内容の充実、研修の着実な実施が図られているか。

○審査業務に係る透明化の推進を図るため、中期計画に掲げられている各種取組が着実に実施されているか。

（数値目標）

なし

評価項目 14 副作用・不具合情報収集の強化並びに整理及び評価分析の体系化
(P 47～48) (下線部は追加、変更項目)

(評価の視点)

○中期計画に掲げる副作用・不具合情報収集の強化のための施策を適切に実施しているか。

○審査部門に対応した薬効分類、診療領域を踏まえた分野ごとのチーム編成(12チーム)の実施を目指し、副作用等情報の整理及び評価分析体制を大幅に強化・充実するとともに、IT技術を活用する等の方策を講じ、国内の医薬品副作用・感染症報告全体を精査しているか。

(数値目標)

なし

評価項目 15 企業、医療関係者への安全性情報の提供とフォローアップ (P 51～52) (下線部は追加、変更項目)

(評価の視点)

○副作用のラインリストについて、関係者がより活用しやすい内容とするための方策を講じるとともに、副作用報告から公表までの期間を4カ月で処理しているか。また、当該ラインリストについて、PMDAが調査した医療機関からの副作用報告について迅速に公表しているか。

○中期計画で掲げている「講じた安全対策措置のフォローアップの強化・充実」に関する施策を着実に実施しているか。

(数値目標)

○医薬品医療機器情報提供ホームページについて、平成25年度までに、アクセス数の倍増を目指す。

○医薬品医療機器情報配信サービスについて、医療機関や薬局の医薬品安全管理責任者等の登録を平成23年度までに6万件程度、平成25年度までに15万件程度を目指す。

評価項目 16 患者、一般消費者への安全性情報の提供（P 53～54）（下線部は追加、変更項目）

（評価の視点）

○副作用・不具合症例に係る情報を迅速に提供するとともに、医薬品等を安全かつ安心して使えるよう、一般消費者等からの相談業務を着実に実施しているか。また、患者向医薬品ガイドのより一層の周知、利便性の向上を図るとともに、患者に対する服薬指導に利用できる情報提供の充実を図っているか。

（数値目標）

なし

評価項目 17 予算、収支計画及び資金計画（P 55）（第1期と変更なし）

（評価の視点）

○予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績との間に差異がある場合には、その発生理由が明らかにされ、かつ、合理的なものであるか。

○利益剰余金が発生している場合には、その発生要因となった業務運営は適切なものであるか。

（数値目標）

なし

評価項目 18 人事に関する事項及びセキュリティの確保（P 58）（下線部は追加、変更項目）

（評価の視点）

○新規職員に対する指導を充実させ、増員による体制強化を図っているか。

○事務室の入退室に係る管理体制が強化されているか。情報システムに係る情報セキュリティの確保が図られているか。

（数値目標）

なし

医薬品医療機器総合機構 平成21年度業務実績評価シート
評価の視点等新旧対照表

氏名	
----	--

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成21年4月から平成26年3月までの5年間とする。</p> <p>第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する目標及び同項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標のうち、法人全体に係る目標は次のとおりとする。</p> <p>（1）効率的かつ機動的な業務運営</p> <p>ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立するとともに、業務管理の在り方及び業務の実施方法について、外部評価などによる確認を行い、以下の点を踏まえ、業務運営の改善を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 ・内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。 	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>～さらに効率的・機動的な事業運営に努め、国民への情報発信を積極的に推進する～</p> <p>通則法第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置及び同項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置は次のとおりとする。</p> <p>（1）効率的かつ機動的な業務運営</p> <p>ア コンプライアンス・リスク管理の徹底による透明かつ確かな業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、業務の進捗状況の日常的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。 ・業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全の達成のために、内部統制プロセスを整備し、その適切な運用を図るとともに、講じた措置について積極的に公表する。 <p>・各年度における業務実績について、意見募集を行い、業務運営に活用する。</p>	<p>第1 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項に係る目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>（1）効率的かつ機動的な業務運営</p> <p>ア・年度計画に基づき、各部、各課の業務計画表を作成し、目標管理による業務運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長が直接、業務の進捗状況を把握し、必要な指示を行うため、幹部会、財務管理委員会等において業務の進捗状況の報告、問題点等の議論を行い内部統制の強化を図るとともに、業務運営の効率化・迅速化を図る。 ・業務運営の効率化を図るとともに、不正、誤謬の発生を防止するため、計画的に内部監査を実施する。また、監査結果について公表する。 ・リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を毎月開催し、リスク管理区分ごとのリスク管理状況に対するモニタリング機能を強化する。また、予防策の進捗状況等を把握するとともに、リスク発生時の対応等について機構役員に周知徹底を図る。 ・コンプライアンス確保のため、コンプライアンスに関する研修を実施するとともに、内部通報制度の円滑な運用を図る。 ・個人情報保護法に基づく情報の管理・保護の徹底を図る。 <p>・平成20事業年度業務報告について、ホームページに公開するとともに、意見募集を行い、業務運営に活用する。</p>	

評価項目	【評価項目1 目標管理による業務運営・トップマネジメント】	自己評定		評定	
	評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）			
	<p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点] ○各部門毎に業務計画表が作成されているか。また、それにより業務の進捗状況を日常的に管理し、問題点の抽出及びその改善が図られているか。</p> <p>○戦略立案機能、リスク管理機能、チェック機能などの業務管理体制や理事長の経営判断が迅速に業務運営に反映できる組織体制が構築され、有効に機能しているか。</p>	<p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点] ○各部門毎に業務計画表が作成されているか。また、それにより業務の進捗状況を日常的に管理し、問題点の抽出及びその改善が図られているか。</p> <p>○戦略立案機能、リスク管理機能、チェック機能などの業務管理体制や理事長の経営判断が迅速に業務運営に反映できる組織体制が構築され、有効に機能しているか。</p>			

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(1) 効率的かつ機動的な業務運営</p> <p>ア 効率的かつ機動的な業務運営体制を確立するとともに、業務管理の在り方及び業務の実施方法について、外部評価などによる確認を行い、以下の点を踏まえ、業務運営の改善を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。 ・内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。 <p>イ 業務の電子化等を推進し、効率的な業務運営体制とすること。</p> <p>ウ 機構の共通的な情報システム管理業務及び審査業務等の見直しを踏まえ、機構全体のシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い経費の節減を図ること。このため、平成19年度末に策定した業務・システム最適化計画に基づき、個別の審査系システムの統合を図るとともに、審査関連業務、安全対策業務及び健康被害救済業務の情報共有を推進するシステムの構築など、業務・システム最適化の取組を推進すること。</p>	<p>(1) 効率的かつ機動的な業務運営</p> <p>ア コンプライアンス・リスク管理の徹底による透明かつ確かな業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部門の業務の目標と責任を明確にするとともに、業務の進捗状況の日常的な管理を通じ、問題点の抽出及びその改善に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として審議機関を設置し、業務内容や運営体制への提言や改善策を求めることにより、業務の効率化に役立るとともに、業務の公正性、透明性を確保する。 ・状況に応じた弾力的な人事配置と外部専門家などの有効活用による効率的な業務運営を図る。 ・業務運営における危機管理を徹底するため、それぞれの状況に応じた緊急時における対応マニュアルを適宜見直すなど、的確な運用を図る。 <p>イ 資料・情報のデータベース化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種業務プロセスの標準化を進めることで、非常勤職員を活用し、常勤職員数の抑制を図る。 ・各種の文書情報については、可能な限り電子媒体を用いたものとし、体系的な整理・保管や資料及び情報の収集並びに分析等が可能となるようデータベース化を推進する。 <p>ウ 業務効率化のためのシステム最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構におけるシステム環境整備の基本方針を策定する。 	<p>(1) 効率的かつ機動的な業務運営</p> <p>ア 年度計画に基づき、各部、各課の業務計画表を作成し、目標管理による業務運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営評議会等において、業務実績報告及び企業出身者の就業制限に関する各種報告をはじめとした、機構の業務状況の報告を行い、業務の公正性、透明性を確保するとともに、委員からの提言等を踏まえ、業務運営の改善・効率化を進める。 ・弾力的な対応が特に必要とされる部署においては、課制をとらず、グループ制を活用する。 ・各業務について、必要な外部専門家の選定・委嘱を行い、有効活用する。 ・業務の遂行にあたり、必要となる法律・財務・システム等の専門的知識について、弁護士・税理士等を活用する ・各種のリスクを把握し、それに対応したマニュアルについて、必要に応じ見直し、充実を図る。 <p>イ 審査等業務をはじめとする各業務について、必要に応じ、新たな標準業務手順書を整備するとともに、既存の標準業務手順書についても内容を逐次見直し、非常勤職員の更なる活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種の文書情報の体系的整理及び保管、情報の収集並びに分析等が可能となるよう、機器の整備及び情報のデータベース化を推進するとともに、必要に応じてシステムの整備、外部データベースの利用等最適な利用環境を検討し、業務の効率化を図る。 <p>ウ 業務効率化のためのシステム最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構におけるシステム環境の現状を把握し、環境整備の方針の検討を行う。 	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
	<p>・平成19年度末に策定した業務・システム最適化計画に基づき、平成23年度を目途にこれまで分散して構築されていた個別の審査系システムの統合を図るとともに、審査関連業務、安全対策業務及び健康被害救済業務の情報共有を推進するシステムを構築するなど、業務・システム最適化の取組を推進する。</p> <p>・また、業務・システム最適化計画の実施と平行し、各部門の業務の実態を踏まえ、情報システムの機能追加を行うことにより業務の効率化を図る。</p>	<p>・平成19年度に策定・公表した業務・システム最適化計画に基づく最適化されたシステム構成を実現するため、引き続き、次期システムの要件定義を実施する。また、同計画を踏まえ、システムコストの削減を図る。</p> <p>・各部門の業務の実態を踏まえ、業務に必要な機能を優先して、情報システムの機能追加を行う。</p>	

評価項目	【評価項目2 審議機関の設置による透明性の確保】	自己評価	評価
評価の視点等（現行）	評価の視点等（案）		
<p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として審議機関が設置され、業務内容や運営体制への提言や改善策が業務の効率化、公正性、透明性確保に役立てられているか。</p> <p>○外部評価の仕組み、グループ制等が構築され、有効に機能しているか。</p> <p>○業務マニュアルが整備され、定型的作業は非常勤職員等が対応できるようになっているか。</p> <p>○各業務における文書情報の電子化・データベース化により、体系的な情報の整理・保管によるデータの有効活用が図られているか。</p> <p>○システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。</p> <p>○業務の見直し並びにシステムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務・システムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。</p>	<p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○幅広い分野の学識経験者との意見交換の場として審議機関が設置され、業務内容や運営体制への提言や改善策が業務の効率化、公正性、透明性確保に役立てられているか。</p> <p>○外部評価の仕組み、グループ制等が構築され、有効に機能しているか。</p> <p>○業務マニュアルが整備され、定型的作業は非常勤職員等が対応できるようになっているか。</p> <p>○各業務における文書情報の電子化・データベース化により、体系的な情報の整理・保管によるデータの有効活用が図られているか。</p> <p>○平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、個別の審査系システムの統合を図るとともに、審査関連業務、安全対策業務及び健康被害救済業務の情報共有を推進するシステムの構築など、業務・システム最適化の取組を実施したか。</p>		

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>ア 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、一般管理費（事務所移転経費及び退職手当を除く。）については、以下のとおり節減すること。</p> <p>①平成20年度と比べて15%程度の額</p> <p>②総合科学技術会議の意見具申「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」（平成18年12月25日。以下「総合科学技術会議の意見具申」という。）に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い、平成21年度に新たに発生する一般管理費については、平成21年度と比べて12%程度の額</p> <p>③「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」（平成20年12月11日）に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に新たに発生する一般管理費については、平成21年度と比べて12%程度の額 平成22年度に新たに発生する一般管理費については、平成22年度と比べて9%程度の額 平成23年度に新たに発生する一般管理費については、平成23年度と比べて6%程度の額 平成24年度に新たに発生する一般管理費については、平成24年度と比べて3%程度の額 <p>④薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の中間取りまとめ「薬害再発防止のための医薬品行政のあり方について」（平成20年7月31日。以下「薬害肝炎検証委員会の中間取りまとめ」という。）に基づき、安全対策の強化・充実に取り組むことに伴い平成21年度に発生する一般管理費については、平成21年度と比べて12%程度の額</p> <p>イ 業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間終了時までに、事業費（事務所移転経費、給付関係経費及び事業創設等に伴い発生する単年度経費を除く。）については、以下のとおり節減すること。</p> <p>①平成20年度と比べて5%程度の額</p> <p>②総合科学技術会議の意見具申に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い、平成21年度に新たに発生する事業費については、平成21年度と比べて4%程度の額</p>	<p>(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>ア 一般管理費（管理部門）における経費節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不断の業務改善及び効率的運営に努めることにより、一般管理費（事務所移転経費及び退職手当を除く。）に係る中期計画予算は、中期目標期間の終了時において以下の節減額を見込んだものとする。 <p>①平成20年度と比べて15%程度の額</p> <p>②総合科学技術会議の意見具申「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」（平成18年12月25日。以下「総合科学技術会議の意見具申」という。）に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い、平成21年度に新たに発生する一般管理費については、平成21年度と比べて12%程度の額</p> <p>③「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」（平成20年12月11日）に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に新たに発生する一般管理費については、平成21年度と比べて12%程度の額 平成22年度に新たに発生する一般管理費については、平成22年度と比べて9%程度の額 平成23年度に新たに発生する一般管理費については、平成23年度と比べて6%程度の額 平成24年度に新たに発生する一般管理費については、平成24年度と比べて3%程度の額 <p>④薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会の中間取りまとめ「薬害再発防止のための医薬品行政のあり方について」（平成20年7月31日。以下「薬害肝炎検証委員会の中間取りまとめ」という。）に基づき、安全対策の強化・充実に取り組むことに伴い平成21年度に発生する一般管理費については、平成21年度と比べて12%程度の額</p> <p>イ 効率的な事業運営による事業費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子化の推進等の業務の効率化を図ることにより、事業費（事務所移転経費、給付関係経費及び事業創設等に伴い発生する単年度経費を除く。）に係る中期計画予算については、中期目標期間の終了時において以下のとおり節減額を見込んだものとする。 <p>①平成20年度と比べて5%程度の額</p> <p>②総合科学技術会議の意見具申に基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い、平成21年度に新たに発生する事業費については、平成21年度と比べて4%程度の額</p>	<p>(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>ア 一般管理費（管理部門）における経費節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費の節減目標を着実に達成するために、業務の効率化を図り、過去の実績や年度収支見通し等を踏まえた適時適切な予算執行管理を行う。 また業務遂行の一層の効率化と業務のクオリティ向上に資するため、管理会計を活用した分析手法の導入を検討する。 <p>・ 一般管理費の調達コストを削減するため、随意契約の見直し計画に沿って、一般競争入札を促進することとする。</p> <p>※「随意契約の見直し計画」…平成19年12月策定</p> <p>イ 効率的な事業運営による事業費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費の節減目標を着実に達成するために、業務の効率化を図り、過去の実績や年度収支見通し等を踏まえた適時適切な予算執行管理を行う。 また業務遂行の一層の効率化と業務のクオリティ向上に資するため、管理会計を活用した分析手法の導入を検討する。 <p>・ 事業費の調達コストを削減するため、随意契約の見直し計画に沿って、一般競争入札を促進することとする。</p>	<p>平成21年度の業務の実績</p>

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>③医療機器の審査迅速化アクションプログラムに基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に新たに発生する事業費については、平成21年度と比べて4%程度の額 平成22年度に新たに発生する事業費については、平成22年度と比べて3%程度の額 平成23年度に新たに発生する事業費については、平成23年度と比べて2%程度の額 平成24年度に新たに発生する事業費については、平成24年度と比べて1%程度の額 <p>④薬害肝炎検証委員会の中間取りまとめに基づき、安全対策の強化・充実に取り組むことに伴い平成21年度に発生する事業費については、平成21年度と比べて4%程度の額</p> <p>なお、運営費交付金については、本中期目標期間中に予定されている事務所移転に係る分を除き、中期目標期間の終了時において、平成20年度と比べて1.8%程度（事務所移転経費の一部に充てるため、各年度の運営費交付金に上乗せする場合には、1.5%程度）の額を節減する。次期中期目標については、平成20年度と比べて1.8%程度節減した額を前提として、策定を行うこと。</p> <p>ウ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の業者品目データ等の一元管理等を行うことにより、業務の効率化を推進すること。 (拠出金の徴収及び管理は、No.4)</p>	<p>③医療機器の審査迅速化アクションプログラムに基づき、承認審査の迅速化に取り組むことに伴い、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に新たに発生する事業費については、平成21年度と比べて4%程度の額 平成22年度に新たに発生する事業費については、平成22年度と比べて3%程度の額 平成23年度に新たに発生する事業費については、平成23年度と比べて2%程度の額 平成24年度に新たに発生する事業費については、平成24年度と比べて1%程度の額 <p>④薬害肝炎検証委員会の中間取りまとめに基づき、安全対策の強化・充実に取り組むことに伴い平成21年度に発生する事業費については、平成21年度と比べて4%程度の額</p> <p>・なお、運営費交付金については、本中期目標期間中に予定されている事務所移転に係る分を除き、中期目標期間の終了時において、平成20年度と比べて1.8%程度（事務所移転経費の一部に充てるため、各年度の運営費交付金に上乗せする場合には、1.5%程度）の額を節減する。次期中期目標については、平成20年度と比べて1.8%程度節減した額を前提として、策定を行うこととする。</p> <p>ウ 拠出金の効率的な徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収業務に関する事務、並びに財政再計算のための拠出金率の見直しに関する事務において、拠出金徴収管理システムを活用することにより、効率的な徴収・管理業務を行う。 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の収納率を99%以上とする。 (拠出金の徴収及び管理は、No.4) 	<p>平成21年度計画</p> <p>ウ 拠出金の効率的な徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収業務に関する事務、並びに財政再計算のための拠出金率の見直しに関する事務において、拠出金徴収管理システムを活用することにより、効率的な徴収・管理業務を行う。 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、収納率を99%以上とする。 各拠出金の効率的な収納と収納率の向上を図るため、 <ol style="list-style-type: none"> ①薬局医薬品製造販売業者の多数が加入している（社）日本薬剤師会に当該薬局に係る拠出金の収納業務を委託。 ②安全対策等拠出金については、納付義務者の円滑な納付を促すため、制度の理解と周知を図る。また、拠出金の納付・申告のための手引きを作成し、全納付義務者に配布。 ③納付義務者の利便性を図り、また、迅速な資金移動を行うため、収納委託銀行及び郵便局による金融取納システムを活用した徴収を行う。 (拠出金の徴収及び管理は、No.4) 	<p>平成21年度の業務の実績</p> <p>ウ 拠出金の効率的な徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収業務に関する事務、並びに財政再計算のための拠出金率の見直しに関する事務において、拠出金徴収管理システムを活用することにより、効率的な徴収・管理業務を行う。 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、収納率を99%以上とする。 各拠出金の効率的な収納と収納率の向上を図るため、 <ol style="list-style-type: none"> ①薬局医薬品製造販売業者の多数が加入している（社）日本薬剤師会に当該薬局に係る拠出金の収納業務を委託。 ②安全対策等拠出金については、納付義務者の円滑な納付を促すため、制度の理解と周知を図る。また、拠出金の納付・申告のための手引きを作成し、全納付義務者に配布。 ③納付義務者の利便性を図り、また、迅速な資金移動を行うため、収納委託銀行及び郵便局による金融取納システムを活用した徴収を行う。 (拠出金の徴収及び管理は、No.4)

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>エ 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上を削減すること。</p> <p>さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。</p> <p>併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高い原因については是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。 <p>オ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。 	<p>エ 人件費改革の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号)に基づき、効率的運営に努め、中期目標第2(2)エに基づく取組を始める期初の人件費から、平成18年度以降の5年間において、5%以上の削減を行う。 <p>※ 補正後の基準値</p> <p>「中期目標 第2(2)エに基づく取組を始める期初の人件費」とは、709人×17年度1人当たりの人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 <p>※ 人件費改革を平成23年度まで継続したときの補正後の基準値</p> <p>「中期目標 第2(2)エに基づく取組を始める期初の人件費」とは、723人×17年度1人当たりの人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 国からの出向者の割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。 <p>オ 契約の競争性・透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>エ 人件費改革の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成19年4月から導入した給与体系を着実に実施するなど効率的運営に努めるとともに、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号)に基づく人件費の削減については、現在、審査期間の短縮及び安全対策の強化のために増員を図っていることから、平成21年度の一人当たり人件費について、平成17年度の一人当たり人件費から4%以上の削減を行う。 <p>また、給与水準を検証し、検証結果や取組状況等についてはホームページで公表する。</p> <p>オ 契約の競争性・透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結状況を公表するとともに、随意契約見直し計画に基づく取組状況についても公表し、フォローアップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約見直し計画」に沿って随意契約の適正化を推進する。なお、一般競争入札を行う場合においては、真に競争性、透明性が確保される方法により実施することとする。 	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
カ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、中期目標期間中に、本部事務所移転の適否も含めた検討を行い、必要な措置を講ずること。	カ 効果的・効率的な事業運営に資するための事務所移転の検討 ・機構の事務所について、申請者の利便性、厚生労働省との緊密な連携の必要性及び人員増によるスペースの確保の必要性を踏まえ、より効果的かつ効率的な事業運営の観点から、中期目標期間中において、他の場所への移転を含めた検討を行い、必要な措置を講ずる。	カ 効果的・効率的な事業運営に資するための事務所移転の検討 ・機構の事務所について、申請者の利便性、厚生労働省との緊密な連携の必要性及び人員増によるスペースの確保の必要性を踏まえ、より効果的かつ効率的な事業運営の観点から、中期目標期間中において、他の場所への移転を含めた検討を進める。	

評価項目	【評価項目3 各種経費節減】	自己評定	評定
評価の視点等			
<p>[数値目標]</p> <p>○20年度時点において、一般管理費を15年度比で15%程度削減すること。</p> <p>○20年度時点において、事業費を15年度比で5%程度削減すること。</p> <p>○20年度時点において、人件費を17年度比で3%程度削減すること。</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○一般管理費及び事業費の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みが講じられ、着実に進展しているか。</p> <p>○一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行うための取組を進めたか。</p> <p>○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。</p>		<p>[数値目標]</p> <p>○中期目標終了時まで、一般管理費を平成20年度と比べて15%程度削減すること。</p> <p>○中期目標終了時まで、事業費を平成20年度と比べて5%程度削減すること。</p> <p>○中期目標終了時において、運営費交付金を平成20年度と比べて1.8%削減すること。</p> <p>○平成18年度から5年間で人件費を5%以上削減すること。</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○一般管理費及び事業費の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取り組みが講じられ、着実に進展しているか。</p> <p>○契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。</p> <p>○事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。</p> <p>○総人件費改革は進んでいるか。</p> <p>○給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか)。</p> <p>○国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。</p> <p>○法定外福利費の支出は、適切であるか。</p>	

	<p>○契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。</p> <p>○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。</p> <p>○中期目標期間中に本部事務所移転の適否も含めた検討を行い、必要な措置を講じたか。</p>	
--	---	--

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>((2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等)</p> <p>ウ 副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の業者品目データ等の一元管理等を行うことにより、業務の効率化を推進すること。</p>	<p>((2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等)</p> <p>ウ 拠出金の効率的な徴収 ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収業務に関する事務、並びに財政再計算のための拠出金率の見直しに関する事務において、拠出金徴収管理システムを活用することにより、効率的な徴収・管理業務を行う。</p> <p>・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の収納率を99%以上とする。</p>	<p>((2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等)</p> <p>ウ 拠出金の効率的な徴収 ・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収業務に関する事務、並びに財政再計算のための拠出金率の見直しに関する事務において、拠出金徴収管理システムを活用することにより、効率的な徴収・管理業務を行う。</p> <p>・副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の未納業者に対し、電話や文書による督促を行い、収納率を99%以上とする。</p> <p>・各拠出金の効率的な収納と収納率の向上を図るため、 ①薬局医薬品製造販売業者の多数が加入している(社)日本薬剤師会に当該薬局に係る拠出金の収納業務を委託。 ②安全対策等拠出金については、納付義務者の円滑な納付を促すため、制度の理解と周知を図る。また、拠出金の納付・申告のための手引きを作成し、全納付義務者に配布。 ③ 納付義務者の利便性を図り、また、迅速な資金移動を行うため、収納委託銀行及び郵便局による金融収納システムを活用した徴収を行う。</p>	

評価項目	【評価項目4 拠出金の徴収及び管理】	自己評定	評定
	<p>評価の視点等 (現行)</p> <p>〔数値目標〕 ○副作用拠出金及び感染拠出金の収納率を99%以上とすること。</p> <p>○安全対策等拠出金については、中期目標期間終了時まで、副作用及び感染拠出金と同様の収納率を目指すものとする。</p> <p>〔評価の視点〕 ○副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収業務を効率的に行うため、中期計画に掲げる各種取組みが着実に進められ、その結果として副作用・感染拠出金の収納率について、99%以上の達成となっているか。</p> <p>○また、安全対策等拠出金の収納率についても、同様の目標値の達成を目指すため、当該拠出金の制度普及、納付義務者の管理の徹底に向けた取組みが講じられているか。</p>	<p>自己評定</p> <p>評価の視点等 (案)</p> <p>〔数値目標〕 ○副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の収納率を99%以上とすること。</p> <p>〔評価の視点〕 ○副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策等拠出金の徴収業務を効率的に行うための取組みが着実に進められ、その結果として、各拠出金の収納率が99%以上の達成となっているか。</p>	

<p>(具体的取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の副作用抛金金の徴収管理システムを改修し、感染抛金金及び安全対策抛金金に関する情報をデータベース化して活用しているか ・ 抛金金申告額のチェックを容易にするため、各抛金金ごとに、算定基礎取引額の計算システムを構築しているか ・ 業務の効率化を図るため、データを蓄積して財政再計算における抛金金率の検討に活用しているか 	<p>(具体的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>抛金金徴収管理システムを活用することにより、効率的な徴収・管理業務を行っているか。</u> ・ <u>業務の効率化を図るため、データを蓄積して財政再計算における抛金金率の検討に活用しているか。</u> 	
---	---	--

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>(3) 国民に対するサービスの向上</p> <p>国民に対して、機構の事業及び役割についての周知を図りつつ、国民に対する相談体制を強化するとともに、業務運営及びその内容の透明化を確保し、国民に対するサービスの向上を図ること。</p>	<p>(3) 国民に対するサービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度に策定した「PMDA広報戦略」の着実な実施を図るため、下記の事項をはじめとする各種施策を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①機構に係るニュースレターなどを活用した広報。 ②「国民」が視聴対象・購読対象とするテレビ媒体や雑誌媒体への本機構に関する情報の定期的な提供及び掲載の実施。 ③英文版ニュースレターの作成や外国特派員クラブや海外メディアへの情報配信。 ④国民などからの相談や苦情に対する体制の強化・充実。 ・医薬品、医療機器の安全性及び機構の全体業務に対する理解を深めるため、業務内容及びその成果について、本機構のホームページにおいて適宜、公表するとともに、広報誌においても公表することにより、一般国民向け情報発信の充実を図る。 ・独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表する。 ・支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表する。 	<p>(3) 国民に対するサービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「PMDA広報戦略」に基づき、下記をはじめとする諸々の施策を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①既存の資料などを活用しつつ、ニュースレターの作成を行い、機構のホームページで提供する。 ②機構の業務を紹介するビデオDVDの作成を行う。 ③一般消費者・国民からの相談や苦情に対応するために設置した一般相談窓口の円滑な運用を図る。 ④「PMDA広報戦略」の各項目の実施状況を把握する。 ・業務内容及びその成果について、機構のホームページ及び機構パンフレットにおいて、できる限り国民に分かりやすい形で、適宜、公表する。 ・機構業務の透明性を高めるとともに、国民等が利用しやすいものとするため、日本語及び英語のホームページの掲載内容の充実を図る。 ・機構の業務や活動に関する情報を能動的に発信するとともに、医薬品や医療機器に関する正しい知識・情報の普及を進める。 ・情報公開法令に基づき、法人文書の開示請求処理を適切に行う。 ・外部監査、内部業務監査や会計監査を適正に実施し、その結果を公表する。 ・財務状況を年次報告として公表する。また、財務情報について、できる限り一覧性のある形で公表する。 	

評価項目	【評価項目5 相談体制の整備、業務内容の公表等】	自己評定		評定		
評価の視点等（現行）		評価の視点（案）				
<p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点] ○一般消費者や関係企業等からの相談に対する体制の充実強化、業務内容及びその成果のホームページ、広報誌等による公表などにより、国民が利用しやすいものになっているか。</p> <p>○外部監査の実施に加え、計画的な内部監査が実施され、その結果が公表されているか。また、審査手数料及び安全対策等拠出金について区分経理が規定され、それらの用途等、財務状況について公表されているか。</p>		<p>[数値目標] ○特になし</p> <p>[評価の視点] ○国民に対するサービスの向上のため、「PMDA広報戦略」に基づいた各種施策に取り組んでいるか。</p> <p>○業務内容及びその成果について、PMDAホームページにおける公表等が国民に分かりやすいものになっているか。</p> <p>○外部監査の実施に加え、計画的な内部監査が実施され、その結果が公表されているか。また、審査手数料及び安全対策等拠出金について区分経理が規定され、それらの用途等、財務状況について公表されているか。</p> <p>○業務改善の取組を適切に講じているか。</p> <p>○国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p>				